

令和7年9月17日
午前9時30分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

8番	加藤明由	9番	小久保照枝
----	------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
監査委員 長	水谷繁樹	総務課長	横江兼光
財政課長	村田健太郎	人事秘書課長	神野忠昭
企画政策課長	佐藤文彦	防災課長	太田高士
税務課長	岩田繁樹	収納課長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子	環境課長	梅田英明
市民協働課長	藤井清和	観光課長	伊藤信哉
保険年金課長	中野修	健康推進課長	木村仁美
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦
児童課長	伊藤一幸	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之

産業振興課長	上 田 忠 次	土 木 課 長	西 尾 一 泰
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
会計管理者兼 会計課長	田 口 邦 郎	学 校 教 育 課 長	飯 塚 義 子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶 浦 智 也	歴史民俗資料館長兼 図書館長	田 畑 由 美 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	浅 野 克 教
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤明由議員と小久保照枝議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 皆様、おはようございます。

3番 鈴木りつかです。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、市制20周年記念事業を通じた市民交流と伝統文化の伝承というテーマで質問をさせていただきます。

本市は、来年令和8年度に市制施行から20周年という大きな節目を迎えます。20年という年月は市民の皆様の暮らしや地域社会の変化を振り返るのに十分なときであると同時に、これから先の未来をどう築いていくかを考える節目でもあります。

10周年の際も様々な取組がなされたかと思いますが、20周年はより一層市民が主役となり交流を深め、次の世代に伝統や文化を継承するきっかけとしてはどうかと考えております。こうした記念事業は単なる式典にとどまるのではなく、地域のにぎわいや市民の一体感を生み出す大きなチャンスでもあると考えます。

そこで本日は、市民が主体的に参加できる取組、そして伝統文化である盆踊りの活用についてお伺いをしてまいります。

まず最初の質問です。

愛西市や清須市など、近隣の市町でも同じく20周年を迎えた市がありました。そうした自治体では、市民参加型イベントや文化を取り入れた特色ある取組が行われておりました。本市の周年事業の検討に当たって、こうした近隣の周年事業をどのように調査・参考にされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

鈴木りつか議員に御答弁申し上げます。

本市では、令和8年度に迎える市制施行20周年記念事業に向け、昨年度より弥富市制施行20周年記念事業庁内連絡会議にて協議を重ねております。各種取組につきましては、本市が平成28年度に実施した市制施行10周年を参考としつつ、他自治体の近年の状況をホームページで拝見させていただくとともに一部の自治体に聞き取りをさせていただき、それらを踏まえながら検討を進めてまいりました。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 他市の事例も参考にされているということですので、ぜひ成功している事例は参考に取り入れて、大いに盛り上げていただきたいと思います。

続いての質問です。

周年事業は本市の魅力を生かす市内外に広く発信する絶好の機会であると考えます。本市の金魚をはじめとした地場産業や長い歴史の中で育まれてきた伝統文化など、市民の皆さんが誇りを持てる地域産業を生かすことができれば、周年事業は一層記憶に残るものと考えます。

本市独自の特色を出すような取組はどのように検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の地場産業である金魚に関連しまして、平成30年に金魚サミット共同宣言を行った本市、奈良県大和郡山市、熊本県長洲町の3自治体が一堂に会し、記念式典を行う令和8年10月3日の午後に金魚サミットを開催いたします。市民の皆様をはじめ多くの方々にお越しいただき、金魚のまちを楽しんでいただければと考えております。

サミットには、本市の広報大使でもある深堀隆介氏に出演をしていただくとともに作品の展示も予定しております。また、まちなか交流館のリニューアルに際し、深堀隆介氏の作品をガラス面に貼付することも検討しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 分かりました。ぜひとも本市独自の特色を生かして盛り上げていただきたいと思います。

続いての質問です。

市民の皆様にも20周年という大きなお祭りに参加しているという一体感を持っていただくためには、やはり自らが関わり楽しめる企画が必要ではないかと思っております。

そこで伺います。

市民の皆さんが主体的に参加できるイベントはどの程度検討されていますでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁いたしました記念式典及び金魚サミットのほか、各担当課において新規での事業、既存事業を拡大しての事業など、多くの市民の皆様喜んでいただけるよう事業実施に向けて準備を進めています。

また、市民の皆様が冠等を掲げて実施していただく市民冠事業も本年10月から募集をしてみたいと思いますので、そちらでも市とともに20周年を盛り上げていただければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 再質問なんですけれども、周年事業については、昨日、伊藤千春議員も質問されておりましたので重なる部分については省略をさせていただいておりますが、その答弁の中で、先ほど御回答いただいた冠事業のほかに記念式典事業と特別事業の3つの区分が展開されるということでしたが、特別事業は記念事業実施期間中に実施する新規事業とのことですが、具体的にどのような事業を想定されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 記念事業につきましては、御答弁に申し上げます特別事業といたしまして各担当課が、新規事業として今検討している事業がございます。

例えば、今年実施したんですけれども、こどものまち、こちらのほうを今回大変御好評をいただいておりますので、もう少し趣向を凝らして、ちょっと規模も大きくしまして、そういった事業も検討しておりますし、あと冠事業としまして、桜まつり、こちらの中身をちょっと拡大しまして実施していきたいと考えております。

そのほかにも、今、既存でやっている事業につきまして冠をつけまして、何か20周年がPRできる特色あるものを事業として取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ありがとうございます。

続いての質問です。

周年事業の中で、私は特に盆踊りの活用を提案したいと考えています。

盆踊りは古くから世代や立場を超えて人と人をつなぎ、地域の絆を育む場でありました。実際に、例えば岐阜県の郡上踊りを対象とした地域社会学の研究では、参加者の交流や郷土への愛着が生まれる効果があるとされています。盆踊りの参加を通じて多世代での交流が生まれ、郷土愛や地域への誇りが高まることが期待されます。

本市には、弥富音頭、十四山音頭という貴重な郷土文化と言える民謡曲があります。約70年の古い歴史のある弥富音頭と民謡100選に選ばれた十四山音頭と、本市独自のすばらしい伝統のある民謡です。周年事業において、これらを市民が一堂に会して踊る場を設けることは、文化の継承と市民交流を同時に実現できる非常に意義深い取組になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

弥富音頭、十四山音頭をはじめとする盆踊りを周年事業に取り入れる考えはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在も盆踊りにつきましては、一部の学区コミュニティや地域などで実施をしており、弥富音頭や十四山音頭も取り入れて踊っていただき、市民が参加する交流の場になっていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 地域や学区で実施されていて市民の交流の場になっているということですが、市が主体となって市民が参加できる事業として周年事業の一環としてぜひ取り入れて、検討をいただきたいなと思います。先ほど特別事業ということでおっしゃっていましたが、盆踊りもそういった形で何か検討いただけたらなと思っております。

次の質問です。

記念式典にて、弥富観光大使のやとみまたはちさんのゲスト参加を検討されているというふうに伺っております。やとみまたはちさんも盆踊りで弥富を盛り上げたいという思いから大弥富音頭という曲を作詞・作曲されました。そして、今年新たに盆踊りの振りつけも完成したところであります。

周年事業を市民全体で盛り上げる一助として、この大弥富音頭を市民みんなで踊れる企画を取り入れ、一体感を共有できる絶好の機会としてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の広報大使であるやとみまたはち氏には、令和8年10月3日に執り行います記念式典のオープニングセレモニーの一つとして、市制施行10周年の際にやとみまたはち氏から寄贈いただいた「きんちゃんのうた」をここで改めて子供たちの踊りを交えて、御参加いただく皆様へ御披露したいと考えております。したがって、記念式典におきましては大弥富音頭をみんなで踊ることは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 記念式典では検討されていないということですが、盆踊りをぜひとも、記念事業の一環として取り入れていただくのを検討していただきたいなと引き続き要望させていただきます。

最後の質問になります。

周年事業は、地域文化の伝承と市民交流の促進を同時に実現できる貴重な機会であると考えます。弥富音頭、十四山音頭、また大弥富音頭を広く市民の皆様が親しんでもらえるよう積極的に取り組んでいただくべきだと考えますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

鈴木りつか議員から市制20周年記念事業を通じた市民交流と伝統文化の継承をということで御質問をいただきました。

議員の皆様が御承知のように20周年記念事業のキャッチフレーズは「わくわく！ドキドキ！はたちです やとみ」ということでございます。

市民が世代を超えて幅広く御参加していただける、それはやはり私も盆踊りだと思っております。8月の第1土曜日には3コミュニティで盆踊りが開催をされました。いずれの会場もお伺いして盆踊りを一緒に踊ってきたわけでございますが、十四山地区ではちょっとタイミングが悪く、十四山音頭を踊ることができなかつたわけでございますけど、弥富音頭、また大弥富音頭を踊らせていただきました。各会場とも大変な盛り上がりでこれまでにない、皆様が参加されて一夏の思い出をつくっておられたと思う次第でございます。また、鈴木りつか議員の地元の日の出のほうでも盆踊り大会が開催され、本当にたくさんの方にひので公園のほうにお越しいただきまして、大変な盛り上がりでございました。

そのようなことを考えますと、やはりこの弥富音頭、十四山音頭、大弥富音頭を市民の皆様と一緒にわくわくドキドキしながら踊るというのも20周年の記念事業の一つだと私は考えております。そのような中、今後は区長会長さん等と調整を図りながら、多くの団体の方々に御協力をいただき、ぜひこの盆踊りということ、時期もございますが、開催してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 市長の答弁では、前向きに検討していただけるという理解で間違いないでしょうか、再度質問させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） やはり20周年を市民の皆様と一緒に盛り上げる、これは桜まつりもそうですが、大きなイベントをやることで誰もが参加できるイベントということで市が、特別の事業でございますものですからこの1年間は開催をしてみたいと思っておりますし、こういうことによって次の10年に向けてまた市民の御協力をいただきながら一丸となって新たな市政、また発展する市政をつくってまいりたいと思っておりますものですから、議員の皆様方にも御協力のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 市長からも力強いお言葉をいただきました。市民の協力団体、また民踊クラブなど、市民の皆様と協力してぜひとも実現できるよう、いろいろな協力が必要かと思っておりますが、ぜひとも皆様の御協力の上で成功させられるように、実現させていただける

ようにしていただければと思います。この20周年を市を挙げて、市民の皆様全員で盛り上げていくように引き続き検討いただき、皆様にも周知していただけるように力を入れていただきたいと思います。今後も、周年事業が単なる一過性で終わらず、文化の伝承と市民交流を支えるきっかけとなるように引き続き私も注視してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前9時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時46分 休憩

午前9時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は4つテーマがございます。順々に進めてまいりたいと思っています。早速、時間がないので入っていきます。

まず第1のテーマとして、十四山中学校の跡地を市民が使える施設にということで題しまして、まず1個目の質問、2個目の質問について、十四山中学校跡地をグラウンドにするという案ということと、ほかのアイデアは検討しなかったのかというところは昨日の早川議員の質問から回答を得ておりますのでこの部分は省略させていただきますが、ただ、早川議員の回答の中で、まず市長がグラウンドにすることと校舎を壊すということは白紙にすると、よつば小学校が完成するまではまずは壊さないということでございました。ということは、この校舎というのは市民の意見を聞きながら他の利活用を検討するということがよかったのか再確認をお願いします。

どうぞ、誰でもいいんですけど、一応学校はほかの利用をするということで。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨日も早川議員のほうで御答弁申し上げましたが、よつば小学校は令和10年4月に開校でございますが、それまでは十四山中学校は既存のまま残すということでございまして、ただ維持管理費等はかかるものですから、そういった機能面では少し低下をさせていただくんですけど建物自体は残りますという答弁をさせていただきました。そのような中で、新たな利活用と申しますとやはり市民の皆様の見解、また民間事業者の見解等を伺いながらということでございますものですから、いましばらくは皆様の意見を伺ってまいりたいと思っております。以上です。



○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今後の意見次第で、どうなるかは分からないという状況でございます。

その続きとして、今は市側がまずグラウンド案を検討されたと思うんですが、そのアイデアを検討するに当たって、学校跡地利用を有効に活用している他の自治体に対して、視察なり調査なりを行ったのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先進自治体への行政視察は行いました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それはどこにいつ行って、その際どのようなことを学んでいらっやったのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年7月に岐阜県海津市教育委員会へ行政視察に伺いました。

情報交換の中では、跡地利活用を検討するに当たり、立地や利便性、都市計画などは重要な要素であると認識いたしました。また、地域や行政のニーズ、そしてそれぞれの課題など、多くの要素があることを認識いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 海津市のほうに行かれたということです。でも、海津市のほうはいまだ、まだ跡地に対しては検討中であって、新たに何か利活用されているという状況ではないかと思うんです。なので、やっぱり今、現に跡地として利活用されている自治体をぜひ見に行っていたきたいと。

先日、厚生文教委員会でも豊明市にあるカラットという施設に行きました。複合施設ということで様々な施設が複合されて入っております。詳細については、委員会のほうでも説明と提案とをさせていただきたいと思っておりますが、そういった複合施設だったり、あるいは、いなべ市に、体育館の跡地利用ということで市民のボランティア団体の方々が運営している室内運動場、要するに体育館を使った遊戯場みたいな形で運営されているところもあります。校舎自体はカフェとして使われている、ぜひそういったところを見ていただいて、様々な自治体を見に行つて、弥富にとってどういうものがふさわしいのかとか、あるいは市民に対してこういうところはこういうふうに行っているよというPRもしながら市民と一緒に考えていくべきだというふうにも思っておりますので、ぜひ今後も、そういった跡地で利活用をされているところに行つていただければというふうにも思っています。

続きます。

先日、8月いっぱいですかね、この十四山中学校の跡地の利活用についてパブリックコメントを募集していたかと思ひます。市民からのパブリックコメントはどれぐらいありました

でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 11名の方から36件ございました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 11名の方から、1人3件から4件ぐらいの数が集まっているということとございました。

パブリックコメントや、あるいは説明会などで、学校跡地利用についてどのような意見が出されていたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 住民説明会やパブリックコメントにおいて、いただいた意見の中から幾つか御紹介させていただきます。

住民説明会では、地域市民が有益に使える施設を整備してほしい、再編により小学校がなくなる地域の避難所が心配、グラウンドとする計画だが土手・かさ上げ部分を削る計画はよくない。また、パブリックコメントでは、少人数で利用できる多目的室のような施設を教室に造るのはどうでしょうかとか、屋内プールを建ててはどうでしょうか、他に、防災施設の充実といった意見をいただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） おおむねグラウンドということには好意的ではないような御意見がたくさんあったかと思います。というのは、やはりグラウンドというのは、今登録団体しか使えない。例えば、野球チームだったりサッカーチームだったり、そういった団体には使えませけれども、子供たちがぶらっと遊びに行ってそのグラウンドを使って遊ぶということができないという仕組みになっているかと思います。そういうところだからこそ、もっと市民が使いやすいように、小ぢんまりでもいいから少人数で利用できる多目的施設というような御意見だったり、そういうのが出てくるかと思います。

ただ、それらを全部集約してかなえるというところで、そういう意味でも豊明市にあるカラットというのは本当に大変に参考になると思いますので、ぜひそういった方向も考えていただきたいと思っています。

そして、今、公共施設再配置計画というのが弥富市の中にあります。第1期が今終わろうとしています。そういう中で今回、さくら会館の廃止であったり鍋田支所の廃止であったり、あるいは武道場の廃止であったりというところが出てきていると思いますが、そういう中で市民が集い活動する施設というのがどんどん少なくなっていってしまいます。

そういう中でやっぱり、集約と代替というのは検討していかないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 弥富市公共施設再配置計画につきましては、単に総量縮減を目指して施設の廃止を進めるというのではなく、新たな交流の創出、魅力向上を視野に集約化・複合化できないかを丁寧に検討することとしております。今後につきましても、集約化・複合化の対象となり得る施設においては、弥富まちなか交流館のように利用者にとって使いやすく魅力ある空間へとリニューアルするよう検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今は集約化ということを検討しているとおっしゃいますけれども、実際建物がどんどんなくなっていく。さくら会館がなくなった、そして今度は産業会館もなくなる予定です。再配置計画の中でね。そういう中では、じゃあその活動スペースはどこで担保するのかということになると、例えば社協センターという案が出てくると思うんですが、ただ、社協センター内はもう既に使ってる団体もたくさんありますので、じゃあ本当にそこで今までの活動ができるのかということろは疑問符がつくかと思います。その辺りについても、議案質疑等で行いたいと思っていますのでそこは割愛させていただきますが、やはり集約というならどこかで、なくすだけじゃなくてつくっていく必要も考えていかなければならないと思います。そういう中においては、やはり今、学校の跡地というのはせっかく校舎の建物があるわけですから、そういったところを利用していくというのは効率的な方法だと思いますので、ぜひそういった形で検討していただければと思っています。

そしてまたせっかくの、学校といっても子供だけのものじゃないということなので、子供から高齢者まで幅広く利用できるような複合施設というのがやはり望ましいと思うんです。そういう意味でも豊明市のカラットのような施設というのは大変いい施設だと思いますが、そういった施設を検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 豊明市共生交流プラザ「カラット」は、駅から近く利便性が高い、幅広い世代が利用できる複合施設であります。カラットと同様の複合施設を検討する場合、利便性とアクセスの確保が重要であり、十四山中学校の跡地において検討を進める上では大きな課題があるなど考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今後、弥富市内にチョイソコやとみというのが入ってくると思います。そういう中では場所に関しても、要は交通の便からしても、クリアできると思っていますし、また車で行く距離においては大体、弥富市の中心とは言いませんけど、割と中心街に近いところにあるかと思っています。よつば小学校も中心街に近いということで検討されたと思うんですが、そういう中では、弥富中学校においてはそんなに立地条件として悪くないというところだと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

また、先ほど市民からも屋内プールが欲しいというような御意見が出ていたかと思います。今、学校からもどんどんプールがなくなっていっています。中学校がまず全部これですなくなります。市民プールももう以前になくなりました。昨今の夏季の気候では、そもそも野外でプール授業を行おうとするにもなかなかできないんです。熱中症アラート等で、入るともうすぐにプール授業ができませんとなってしまうので、やはり屋内プールというのは今後検討をしていく必要があるかと思います。屋内プールを弥富市で検討するべきだと思っています。そのためにもこの中学校跡地を活用すべきだと思いますが、こうしたプールの検討はしないのでしょうか、先ほど市民からの意見はあったということですが、こうしたプールの検討というのはしていかないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市民から屋内プール施設を求める意見はございました。しかしながら、初期費用や維持管理費用が高額になるという課題があり、本市としましては、広い十四山中学校の跡地をグラウンドとして整備し、グラウンド再編の課題解決を優先させるということが望ましいという結論になりました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今は小学校のプールでもどんどん老朽化が進んできていると思います。そういう中でも、やはりこのプールというのはいずれ改修しなきゃいけないというときに外のプールを今までどおり改修するとこの暑さの中ではなかなかプールの授業ができないということを考えるなら、そして集約という方向で考えるなら、今投資していても、将来的にどっちにしろ各小学校で改修していくよりも、それをぎゅっと詰め込んでこういう施設の一つに集めていくという方向は別に効率的な方法だというふうに考えておりますので、ぜひそうした方向でも検討していただければと思っています。

そしてまたこの暑さの中で、公園だったり、あるいは学校のグラウンドだったり、そういったところもなかなか使いづらい。熱中症アラートが出れば、学校の授業ももちろん体育の授業ができませんし、児童クラブでさえ外に遊びに行くことができない、そういう状況の中でやはり子供が屋内で伸び伸びと思いつ切り体を動かして遊べるような屋内の遊戯場というのを検討していくべきだと思っておりますが、そのような観点からぜひこの屋内の遊戯場というのを検討しなかったのか、あるいは市民からの御意見というのはなかったのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校跡地利活用における整備方針案作成後、市民からのアイデア募集の中には屋内アスレチックとして利用するという意見もございました。

本市といたしましては、児童館や子育て支援センターなど子育て支援施設の充実に力を入

れておりますので、ぜひこれらの施設を御利用いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 児童館や子育て支援施設があるというんですけど、なかなかね。そんなに大きくないですよ、伸び伸びと体を動かせるような場所ではないということなんです。なので、こうした中で公園が使えない、グラウンドが使えない、そういう状況の中においては空調施設の調った屋内で遊べる、要は簡単にいえば体育館を遊戯場にしていく、そしてエアコンをつけていくということで考えてもらえればそれは一定はクリアできる。弥富市は、そういう遊び場ができるんだよということになれば、これは弥富市の魅力としてPRしていける材料だと思います。これはいなべ市にある「ういこっちゃんね。」をヒントに得ました。ただ、残念ながら「ういこっちゃんね。」は今エアコン、空調施設がありませんからちょっと夏期はなかなか使いづらい、山の上にあるんですけれども、山の上だから涼しいわけじゃなくて結構暑かったのでやっぱりこうした空調施設は必ず必要なんですが、そういう意味でも考えていただければと思っています。

そして、続きます。ここで書画カメラ1をお願いします。

こちらは十四山中学校の校舎になります。ちょっと見えにくいんですけど、真ん中というんですかね、真ん中よりちょっと下の校舎との境目に緑っぽい段があるかと思いますが、これは何かというと、かさ上げがこれだけされているんですね。十四山中学校の跡地というのは地盤がかさ上げしてあって、避難所、避難場所としても有利な施設となっています。こうした中で、防災拠点としてもこれを残していくべきじゃないかということで質問させていただきたいなと思っていますので、ぜひ防災拠点としてもこれは。やっぱり今後はよつば小学校が完成後、もし仮に市民の意見がなかったら校舎まで壊すことも維持管理の関係からは考えられるということですけども、そうじゃなくて、ここはかさ上げがせっかくされているし、そして左側をちょっと見てみますと階段がありますよね。これは外階段をつけているんですよ、そうした中でも、防災施設としても拠点となっているのでやっぱりこれを残していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 昨日の早川議員の御質問に御答弁申し上げましたが、南校舎の利用については見送る方針ではありますが、本年7月26日に開催しました十四山中学校跡地利活用における整備方針案についての住民説明会において、南校舎は残してほしいという意見をいただきましたので、今後はいただいた意見を踏まえて検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ、仮にアイデアが何もないというふうになっても、市としてこういう施設をうまく使っていくんだという方向性を示しながら、そして市民の共感を得

ながら、ぜひ検討していただきたいと思っています。

そしてまた、先ほどもちらっと言いましたけれども、グラウンドにしてしまったら登録団体しか使えないわけですよ。だから、市民が気軽に集えないようなグラウンドにしてこの弥富の活力、にぎわいというのが、自由通路を整備するときにはにぎわい、にぎわいとよくおっしゃっていましたが、にぎわいというのが創出できるのでしょうか、だからこそやっぱりこれを活用していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 定期的に体育館等の社会体育施設を利用するに当たり、利用料の減免を受けるには団体登録を行っていただき一定の条件を満たす必要がございますが、単に施設の御利用をいただくのであれば団体登録の必要はございませんので、広く市民の方々に御利用いただけるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） グラウンドはね。グラウンドとして、今ある運動場、あるいはその南にあるような、体育館等は壊すかもしれないので、その部分まででいいと思います。建物部分に対してはぜひ気軽に市民が集えるように、そしてここで楽しんでもらえるようなそうした施設にしていくことが私はベストだと思います。そういう中でも、例えば子供たちの遊び場であったり、高齢者が集える場所であったり、そういう意味においてもぜひカラットというのを頭に置きながら考えていただければどんどん視野が広がってくるんじゃないかなと思いますので、どうぞぜひ、まずは見に行ってくださいと思っています。

先ほど申し上げたように、どんどん公共施設がなくなって公共用地を売り払っていく、削っていくだけでは弥富の魅力もなくなって衰退していくばかりだと思われま。その最たる象徴がこの十四山中学校の跡地をただのグラウンドにする案、もうこれしか出てこない、そういう姿勢から私は見てとれると感じております。

本当にこのままでいいのか、今後も小学校の跡地利用、あるいは再配置計画で廃止を示されている箇所においては課題があると思いますが、この現状と今後について市長の考え方をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市が現在直面しております公共施設の老朽化等の課題に対応していくためには施設の廃止や再配置の検討を避けて通るわけにはいかず、喫緊の行政課題であると強く認識をしております。施設の廃止や再配置については、決して施設を単に減らすのではなく複合化・多機能化して利便性や施設の魅力向上を図っております。今後につきましても、学校跡地の利活用において、弥富市公共施設再配置計画及び弥富市学校跡地利活用基本方針を軸として関連計画等との整合性を図りつつ、市民にとってよりよい利活用と公共施設

の再配置を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど複合化・多機能化をして利便性を図っていくと言われるんですが、現状の計画ではなく方向しか見えてきません。新しい建物を何か造るというのを聞いたことがありませんので、そういう中で、今ある建物をせっかく、一から造ると巨額な費用がかかります。なので、学校跡地等を利用しながら、そして先進自治体等、利活用をされている自治体を見に行きながら、どういう施設を弥富市で整備したら集約化して多機能化してそして市民に喜ばれて活用できる、そういうにぎわいを創出できるような施設にできるのかというのをやはり検討していくべきだと思いますので、ぜひ、まずは本当にカラットに、何度も言いますが、見に行っていたいただければと思っています。

では、続きまして2つ目のテーマに入ります。

2つ目は、にぎわいの創出の要、三花まつりの改善をというところでございます。

弥富市の三花まつり、今は三花まつりと呼ぶのかちょっと疑問がつかますけれども、桜まつり、芝桜まつり、藤まつり、以前はそう呼ばれておりました。今は春まつり、青空市、藤見の会というふうに変更されているかと思いますが、これについては7年前、コロナがはやる以前とあとはちょうど市長が替わった7年前と比べて、この来場者の変化というのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 平成30年度に春まつりとして開催しました際は約8,000人、令和6年度の桜まつりも約8,000人で、来場者数の増減はございませんでした。

芝桜まつりの来園者数は、平成30年度が約7,000人でありました。

やとみ青空市は、今年から消費者、生産者、商工業者、相互の交流を深めるとともににぎわいを創出することを目的として、農産物、加工品、商工業品などの販売や市内の企業のPRの場を三ツ又池公園で提供をしております。初日のオープニングイベントは悪天候が予想されたため中止となりましたが、イベント期間の延べ来園者数は約1万人となっております。

7年前の藤見の会は2日間開催しておりました。来場者数としては、正確な人数ではございませんが、1日当たり約1,000人でした。コロナ明けの令和5年度からは1日間の開催となりましたが、来場者数は以前と同程度でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 来場者数は減っていないということでございましたけれども、やはり以前と比べて、なかなか活気がなくなっていると私自身は感じております。そういう中では、市の評価としてはどうなんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本年3月29日と30日に開催しましたやとみ桜まつりは、3月の気温が低かった影響もあり桜の開花日が遅れておりましたが、ライトアップ及び祭り当日には花が綻び始め、両日とも天気にも恵まれたこともありまして、以前と変わらず多くの来場者を楽しんでいただけたと評価しており、活気がなくなっているとは感じておりません。藤見の会につきましても、コロナ前と大きな変化はないと感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 例えば、桜まつりについてですが、桜自身が以前より少なくなっています。ライトアップは時期がずれているので、やはりこの時期のずれというのも幅を考えて、延長をもう最初から考慮に入れて、今回延長ができなかったのは機材の関係でということだったんですが、延長も考えて対応していけるようにやっていくべきだと思いますし、桜まつり自体、以前は市民グラウンドのほうも利用されて、地域の自治会の出店等もたくさんあったわけですよ。そういう中で、やっぱり活気が少なくなっていると感じますので、今後どのように盛り上げていくのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 新型コロナウイルス感染症の流行で休止しておりました桜まつりについては令和5年度より再開し、市民参加型の新たなステージやプール跡地を利用したキッチンカーの出店、市民グラウンドでのきんちゃんバスや働く車の展示、ポニーの乗馬体験、また体育館アリーナでのミニ新幹線やドローン体験など屋内施設も利用したお子様が楽しめる催物を追加し、大変好評でありました。

次回開催の桜まつりは、令和8年4月4日土曜日、5日日曜日の開催を予定しており、市制施行20周年の最初のイベントとして今まで以上に魅力的な催物を計画しております。また、桜の開花時期を予測するのは困難でありますので、できる限り開花時期に合わせてライトアップを開催できるよう検討しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今度は20周年になるので、ぜひ気合を入れて盛り上げていただければと思っています。ぜひ、市民にもアイデア募集をかけて、市民からのアイデアから生まれるお祭りというのも楽しいと思いますので、ぜひ市民にも意見を聞いていただければと思っています。

続きます。

書画カメラの2をお願いします。

今度は芝桜まつりの話になります。こちらはちょっと見にくいですがけれども、令和6年の今、芝桜まつりの日にある芝桜の風景です。

書画カメラ3をお願いします。



1年進みます。これは令和5年の植えたときの芝桜の状態です。これは同じ令和6年の芝桜まつりの日に撮った写真になります。

続きまして、書画カメラ4をお願いします。

こちらは令和4年の芝桜を植えた箇所のところになります。

見ていただければ分かるとおりの芝桜自体が、多年草であるにもかかわらず、もう2年目にはほぼありません。3年目にはどこにあったか分からないというような状況になっておいて、見応えがあるとは言えないものになっています。県の補助金を活用すると7年間植え替えられないというような縛りがあって、やっぱりこれには無理があるという状況になっています。そうした中で盛り上げる工夫というのを考えていらっしゃるのでしょうか。今年は中の島に植樹祭が行われるということで、来年は中の島にきれいな芝桜が咲くんでしょうけれども、そういう中では、中の島まで手を広げてしまうとじゃあ昨年植えた拠点広場は、手前の駐車場を降りた瞬間の芝桜はどうなっているんだということ、先ほど見せたように2年目、3年目の状態になるわけですから、それじゃあ来ていただいた人に申し訳ないので、やっぱり拠点を絞って、中の島にはフラワーアートなど別の方向で検討をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 三ツ又池公園では持続可能な維持管理を行うために、従来の行政主導による制約から開放された運営管理に努めております。その一環として、令和6年4月1日からは飲料用自動販売機を公園に有償で設置して、経営資源の活用をしております。その貸付料を原資として、令和6年度は拠点広場にアジサイ、サルビア、ツツジの植栽整備を実施いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今回、芝桜まつりは芝桜ウイークとして1週間やられた。当日はちょっと雨が降ってあれは中止になったかと思うんですが、ウイークだったおかげでよかったなと、これはそうやってもいいと思います。その上で、芝桜だけじゃなくて違うお花が、先ほど回答にあったようにアジサイ等が見られました。こういう形でということも考えていくんだなということを思ったわけですが、ただ管理として拠点広場以外のところに広げてしまうと、特に中の島に行きますとここまでは難しいんじゃないかと正直思っていますので、この中の島に関してはぜひ、これは本格的に検討していく必要があると思っています。例えば、ステージを造って来場者が楽しめるようにしていくとか、ステージをしていくと例えば、なぎなたであったり、あるいはダンスチームであったりすると保護者がついてくるんですよ。そういう中でやはり来場者数も一定担保できるということにも視点を置いていくとこうしたステージ等、せっかくウイークとするなら、やっていくのもいいかなと思いますので、ぜ

ひそいう形で検討していただきたいと思います。

続きます。

書画カメラ5をお願いします。

こちらは森津の藤公園にある藤です。この藤は大変見事な藤だと思います。

書画カメラは6をお願いします。

同じ森津の藤公園にあるこちらが弥富市の森津の藤、天然記念物になっている藤です。先ほど見ていただいた1枚目の写真は違う藤になっているので、新しい藤なのでまだ生き生きしているんですけども、弥富の森津の藤、この天然記念物になっているほうは花の長さがどんどん短くなってきているという状況です。単発的には樹木医さんに診てもらっているということを伺っておりますが、やはり年間を通じてしっかり診てもらう必要があるんじゃないかと考えています。

また藤見の会当日には、先日、今年行ったところ、はばたき幼稚園さんに協力いただいて駐車場を借りておりますので、森津の藤公園自体は以前伺ったときに風情のある公園にしたいんだと、だから、わんちゃかわんちゃかやるのは嫌なんだということだったので、それであるなら、この駐車場から森津の藤公園まで距離が少しあります。これを歩行者天国みたいに活用して、この道路を活用して出店などの工夫を凝らして盛り上げていくということを考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 樹木医の現地指導は原則年1回で、年間を通じた管理業務委託の中で樹木医の指導を受けております。

出店などの道路を活用して行うことにつきましては、森津の藤公園駐車場とはばたき幼稚園駐車場との間を行き来する車が通る道路であること、また道路幅員を考慮しますと出店は困難であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど年間を通じてやっていますと言うけど、1回と言われましたよね。津島の藤はきちんと管理をされているんですよ、年間を通して。なので、単発的じゃなくてやはり小まめに、年間を通じてやっていかないと森津の藤が守れないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういった検討もしていただきたいと思っています。

また、はばたき幼稚園から森津の藤公園まで車が行き来するということなんですが、それは普通にやっていたら行き来するんです。じゃなくて、藤見の会の日には歩行者天国として道路許可を取ればそういった形で使えるかと思っていますので、歩くことしかできない、回り道をしていただいて、はばたきさんの駐車場をお借りしているならそこから行けるように、今ある森津の藤公園の駐車場からも行けるよとそういった形で、その中間の道路に関しては車

は入れないよということで規制をかけるだけなのでそういった方向で考えていただければもっと幅広く工夫することができるかと思しますのでぜひ検討していただければと思います。続きます。

同じ森津の藤公園なんですが、書画カメラ7をお願いします。

これは森津の藤公園の入り口です。ちょっと分かりづらいかもしれないんですけど、これ斜面になっているんですよ。

前回、森津の藤見の会の日に行きますとちょっと下が湿っていて、ここの坂が滑る状況になっていたんです。当日、市民の方からここは滑るから、危険だから危ないということなので何とかしてほしいということは伺いましたので、森津の藤公園の入り口、この斜面で滑りやすいところに手すり、あるいはここで手すりとかつけようと思うとなかなか難しいかもしれないので滑り止めマット等を敷いて、滑り止めをつけてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 森津の藤公園の入り口は斜面となっておりますので、手すりをつけることを考えております。この議会で、森津の藤公園整備工事についての補正予算を上程しており、その工事費には森津の藤公園の入り口と公園内の階段部分に手すりをつける工事を含んでおります。議決後に工事を行っていく計画となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 聞いたところによると、多分、入り口を入れてすぐの階段の部分には手すりがつくという話だったと思うんです。恐らく先ほどのカメラに写った入り口部分はまだ対応をされる検討はされていないと思いますのでぜひ。

〔「行います」の声あり〕

○7番（那須英二君） 行います。分かりました。

じゃあぜひ、こうした安全対策をやっていただけるということですのでよろしく願いいたします。

最後に三花まつり、先ほどはるる厳しい指摘もしてきましたけど、弥富を盛り上げたいという気持ちは私も同じ思いでございます。そうした中で、三花まつりとにぎわい創出について市長の思いをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在は桜まつりが観光協会、青空市が産業振興課、藤見の会が歴史民俗資料館とそれぞれの部署が企画、立案し開催しております。

桜まつりは観光や水産振興について、青空市は農業や商工業振興について、藤見の会は文化財や伝統芸能の継承について、おのおの部署が異なる発想で趣向を凝らした催物を実施し

ておりますので、今後も一層のにぎわい創出を図ってまいります。また、現在では海南こども国や金魚組合と協力して、7月に金魚まつりを、10月に金魚日本一大会を、11月に秋祭りを開催し、多くの来場者を楽しんでいただいております。

にぎわい創出には、祭り当日だけではなく常に人が集まる場所を創り出していかなくてはいけないとも考えております。令和4年4月に、図書館棟を弥富まちなか交流館としてリニューアルオープンし、1階に歴史民俗資料館を移設しました。さらに、同年10月にYaToMi AQUAをオープンしたことで、両施設の令和6年度の来場者数は4万6,000人を超えております。また、まちなか交流館リニューアル後は、さらなる来場者数の増加により、にぎわい創出の場となることを期待しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長の言うように、祭り当日だけでなく通年を通して楽しめるというところが僕は必要だと思っています。そういう中でもただ、要となってきますので祭りというのは、そこも盛り上げていただきたい。そのために、例えば桜まつりやったら、今は桜がどんどん少なくなっていますのでこれはてこ入れが必要ですし、先ほどの藤も芝桜もなかなか弱体化しているのですこも強化していくということも必要ですので、ぜひそういった視点でも考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

では、3つ目のテーマに移ります。

今回は道路のお話になります。国道155号南進している今整備中の県道の進捗状況を確認してまいりたいと思っています。

まず初めに、155号の一番南の部分にある商店ほっともっとさんから南進をしている、ちよようど整備をしようとしている、しかかっている前ヶ須工区の道路について、進捗状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 愛知県に確認したところ、現在都市計画道路名古屋第3環状線の前ヶ須工区の用地買収は93.6%進んでおり、残りの用地買収を実施しているところとのことでした。また、用地がまとまって確保できたところの一部に、令和6年度から令和7年度にかけて側溝の敷設等の工事を実施し、令和8年度は工区の間地点にあります中部下水路のボックスカルバート工事を予定しているとのことでございました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なかなか用地買収が難航しておりますけれども、徐々に進んでいるというような答弁だったと思います。

そういう中で、今の計画ですと2車線化されるということで、そこに中央分離帯ができるということですので、現在、前ヶ須地域を東西と接続している道路が何本かここにあるわけ

ですが、県道の南北の道路が完成しても今までどおり東西に行き来できるような計画になっているのかどうかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 愛知県によりますと、前ケ須工区の起終点が信号交差点になる計画となっております。そして、前ケ須工区の南にある水路沿いの市道前ケ須30号線は県道と立体交差で通行が可能となりますが、その他につきましては、計画されている県道が将来4車線で整備されるため中央分離帯が設置されることと交通安全上の観点から、東西道路の行き来はできなくなるとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 東西の行き来ができなくなる箇所があるということです。

南側の水路というのは恐らく、ちょうど私の家の近くのちょうど坂になる手前の水路のことかと思います。まず、そこまで東西が行き来できなくなるということです。あそこは本当に、東西の行き来は生活道路として使われているんですよ。特にマンションとか大きなところがあります。

ほっともっとさんから1個南に行くと、1本目のところの左側にマンションがありますよね。その先に進んだ後、ちょうど新興団地にある、要は砂利道になりかけるその手前から左に行くとここも集合住宅があるんですよ、その方々はここを使わないと入りにくいんですよ。日の出小学校のほうから遠回りして入ってくるか、あるいはこっちのほっともっとのほうから行くしかなくなるという状況になる、そういう生活道路に使っている道路なので、やっぱりこれが通れなくなると大変困るということで地元の方々がたくさんおっしゃっているんです。

そういう中では今はまだ、工事が着工してもうすぐできる状況ではないので、ぜひこれは県にしっかりと要望をしてその部分を、もちろん安全対策としては、要するに2車線化・2車線化にするもので重要、大変安全対策だと、危険な部分も分かるんですが、信号等も考えながら、あるいは押しボタン式の信号でもいいですよ、そういうのを考えながらぜひ生活道路として今機能している部分については守っていただきたい、そのように強く要望していただきたいと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 那須議員から議会において先ほどの発言があった旨の御報告は、県にさせていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私の発言はみんなの思いを背負っておりますので、特に前ケ須の今使っている、本当に使っている市民の方がむちゃくちゃ困るということでおっしゃっておりま

すのでぜひ。

特に、市長なんかは以前県議会議員をやっていたので県とパイプがしっかりとあると思うので市長からもこれは強い要望としてぜひ、私が言っているだけだと思うならあそこの地域に入って皆さんの声を聞いてください。本当に困りますから、あそこは。だからやっぱりしっかりと要望していただければと思っています。

もう一つ、今県道整備の中で、市が先行取得していた中で余っている部分の市の土地があるかと思いますが、その空き地についてはどのような活用を考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 県道予定地に隣接する市有地につきましては、具体的な活用方法は決まっておりませんが、市ホームページの公有財産の活用アイデア募集のページに掲載しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今は活用方法が決まっていないということですので、あの辺りは公園が少ないので、ぜひ公園等の考慮もしていただければと思っています。

そして、県道についての最後の質問ですが、この県道はいつ頃完成予定なのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 愛知県に確認したところ早期完成に向けて用地交渉を鋭意進めておりますが、用地買収の完了時期が未確定であり完成予定も未定とのことでございました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 用地買収がなかなか難しいということなので未定ということですか。

幸い未定になっているので、ぜひ今こそこうしたさっきの東西の通りの確保することを強く要望できる時期だと思っておりますのでそれは強く要望しておきます。そして、ぜひ県のほうにこれは伝えてほしいんですが、住民との意見交換会の場も設けてほしいということです、そういう場も設けて直接市民から要望できる機会をつくっていただければと思いますので重ねてお願い申し上げます。

では、4つ目のテーマに移ります。

4つ目のテーマとして、高齢者の蜂の巣撤去や除草の支援をと具体的に書いております。

高齢者は独り暮らしでありますと自分の庭に生えている除草作業というのも大変困難であって雑草が繁茂しがちになります。そうするとそこを通っている、道路に面していると見通しが悪くなって事故の危険性もあるので、やはり高齢者1人ではなかなか除草ができないという中で、その際に手助けできるような支援というのはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢により御自身での除草作業が困難な方から相談を受けた場合には、シルバー人材センターなどを紹介しております。本市としましては、除草作業に関する支援制度の実施は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） シルバー人材センターに依頼すればできるということですが、シルバー人材センターのほうで、例えば除草作業を頼むとどれぐらいの費用がかかるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 庭の除草に関して、現在手で取るということはやっておりますが、機械による草刈りですと、刈るだけで1平方メートル当たり100円、集草、草を集める作業も依頼されると1平方メートル当たり200円、また処理に係る運搬費は軽トラック1車3,220円、処理費は1キロ20円ということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 比較的年金でも対応できるような金額かなと思いますので、この除草作業についてはぜひシルバー人材センターを活用していただければと思います。

もう一つ、例えば高齢者の独り暮らしの家の軒先に大きな蜂の巣ができてしまうと近所からもあそこが怖いということで何とかしてほしいと言われるんですけども、でも、その高齢者に言ったって、いや、私はできないというふうになるわけですからなかなか対応がしづらいわけですよ。その際に手助けするような支援というのはあるんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 土地や建物は所有者や居住者が管理する財産でありますので、蜂の巣も自己責任で駆除するようお願いをしております。なお、相談先といたしまして、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会を紹介して、駆除業者等の案内をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御案内はしますけれども市としては手助けできないよということでございます。

実際、実は私の裏の独り暮らしされている方から依頼があって、本当に大きな蜂の巣でブンと通学路にもなっていますのでそういった近所の方からも心配される声がありました。

市役所に言ってもなかなかそれは対応できないということで、紹介はするよということでした。ただ、業者に紹介するとやっぱり結構高額な金額がかかってしまうんですね。そうすると独り暮らしで生活がそんなに裕福でない状況で年金生活されている方だとこれはなかなか、その金額というのが支払えない状況になるんですよ。そうすると放置しておくしか、

方法としてはなくなってしまう。でも、やっぱりそうなる怖いという部分がありますのでそこはやっぱり、なかなか手が届きそうで届かないその部分を対応していただく、要するに市民の役に立つところと「市役所」は書きますからね。そういった形でこの細かい手が届かないところに支援をしていただく、手を差し伸べていただくことが私は必要だと思います。

1人でできる方はいいですよ、でも、できない方に対してやっぱり何とかしてあげたいなと思いますので、ぜひ今後はそういった手を差し伸べられるような方法を考えていただきたいと思います。

現状は、私がこの間駆除しましたので、私、一回やってしまえば度胸がついて幾つでも蜂の巣、かかってこいという感じですけど、そういう中で市民の方に呼ばれれば私のほうでも対応はしますけれども、ただ、そういった個人じゃなくて市はボランティア団体として今後立ち上げられるような支援をしていくのも一つの取組かなと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

そしてまた、今回たまたまそのお家にあったのはアシナガバチでしたから私は対応できました。だけど、これがもしスズメバチ、実は昨年うちの近くにスズメバチの巣があったんですよ、そのときはたまたま空き家だったので市が対応していただいてスズメバチの撤去をすることができました。空き家の場合はスズメバチの撤去というのはできることもあるそうですねです。ところが、誰かが住んでいるお家ですと、スズメバチの巣の撤去についても今は弥富市にそういった補助がないということでございました。

ほかの自治体をいろいろ見てみますと、ほかの自治体は補助を出したり、あるいは自治体自体が依頼して駆除したり、そういったところがあったりするところもあります。あとほかにも、スズメバチの巣を見つけたらというような形でホームページなどに分かりやすく対処の方法を周知されている自治体がありますので、弥富市でもぜひそのようなことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市でスズメバチの駆除や補助金を支給する考えはございませんが、市ホームページ等で対応策などの情報を新たに掲載してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ホームページ等を参考にさせていただければと思います。特に私が見たのは、さいたま市のホームページがすごく分かりやすく周知されておりました。さいたま市は市の補助もありますので、そういった形で一歩ずつ進めていただければと思いますので、ぜひ市民の役に立つところというところをしっかりと考えていただいて引き続き、何とか困っている人たちに手が差し伸べられるような優しい行政に適合していただくことを強くお願い



しまして、私の質問としては終わらせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります横井克典議員より資料配付の依頼がございましたので、これを認め、各位に配付しました。よろしくお願いいたします。

次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従いまして質問します。

質問は3題です。

1 題目は快適な生活環境についてです。

令和5年6月の広報「やとみ」に地域の美化活動に貢献された鯛浦町の木村さんに感謝状が贈呈されたという記事がありました。頭の下がる思いでございます。

私も弥富駅や佐古木駅周辺のごみ拾いの活動を行っていますが、なかなかペットボトルやたばこの吸い殻などのごみはなくなりません。弥富駅は本市の玄関口、言うなれば市の顔です。一向になくならないごみのポイ捨てについて、市はこれまでどのような対策を講じてこられたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 近鉄弥富駅北口と南口にたばこのポイ捨て禁止看板を設置して啓発に努めております。

また、環境及び衛生の増進を図るため、弥富駅南口広場と佐古木駅北口広場の清掃を月10回、各駅前トイレについては日曜日を除いて毎日清掃を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問させていただきます。

先ほど、部長から一定の成果があるというようなことでございましたけれどもそれでもなかなかごみが減りません。市長はその要因をどのように分析してみえるのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 駅を利用される方々含め、周辺の方々からのポイ捨て等のごみだと思えます。そういった方々はやはりモラル、マナーが少し欠けているのではないかと思いますものですから、そういった面でもまた啓発をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、今年7月に市議会が開催した議会カフェの中で参加者から駅周辺でのたばこの吸い殻のポイ捨て防止の話がありました。また、私が佐古木駅で挨拶活動を行っている際にも、通勤途中の方からたばこの吸い殻と路上喫煙が目立つので条例をつくってほしいとの要望がありました。

岩倉市や江南市などでは、路上喫煙の規制に関する条例が制定されています。本市の条例制定の状況についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市では、路上喫煙の規制に関する条例は制定してございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの部長の答弁のように、市はこの条例を制定していないということであります。

弥富駅や佐古木駅周辺などのたばこの吸い殻が目立つことや、受動喫煙の防止の観点から条例制定をすべきではないでしょうか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の駅周辺は、朝夕には通勤・通学の乗降客で混雑をいたしますが、昼間は絶えず人がいるわけでもなく、市内でもそのように人が集まる場所が少ないのが現状でございます。

名古屋市等の大都市や一部の自治体では、まちづくり条例を制定し、その中で路上喫煙規制を設けておりますが、本市ではたばこの吸い殻を含めた空き缶等ごみ散乱防止条例を制定し、ごみのポイ捨ての防止については啓発に取り組んでおりますので、路上喫煙規制に関する条例の制定は考えておりません。

また、受動喫煙防止の観点からは、第1次弥富市健康増進計画に基づいて、たばこが及ぼす害や望ましい受動喫煙に関する正しい知識の普及や啓発を目的に、保育所等で防煙教室を実施しております。なお、小・中学校では、保健体育の授業の中で学習機会が設けられており、小学校6年生では受動喫煙の影響など喫煙の害と健康について、中学校では未成年者の喫煙の害など喫煙と健康について学習をしております。

今後も受動喫煙防止の啓発とともに、吸い殻などごみのポイ捨て禁止等のモラル向上に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 現実に今条例が制定されているとかそういうことでも、ごみが現実に捨てられている。そういうことでPRをするとおっしゃられてもなかなか解消ができないと

思いますので、ぜひともこの路上喫煙の規制に関する条例を制定していただきますよう要望いたします。

次に、5番目の質問に移ります。

次に、今年5月の中日新聞では、蟹江町の町道で軽自動車が無断放置され、道路管理者の蟹江町が対応に苦慮していると報道されました。

そこで、弥富市における公共施設等の敷地内（市道以外）に放置されている自動車の現状についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 現在、公共施設等の敷地内に3台の放置自動車がございます。

対応としましては、まずは現地において車両の状態やナンバー等を確認し、貼り紙により移動のお願いをしております。何も反応がない場合には、運輸支局等と協力し、自動車の所有者を特定した上で、直接所有者の方に移動をお願いすることとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そういった放置車両が今3台あるということでもあります。

弥富市が撤去する場合、そういった不法車両を撤去する場合、行政代執行のほかにもどのような方法があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 放置車両車を撤去するためには、まずは警察に相談させていただき、放置されている自動車が盗難車ではないかなど事件性を確認し、盗難車であることが判明した場合は警察が車両を引き上げることとなります。まずは放置車両の所有者を特定する必要がありますので、普通自動車であれば運輸支局、軽自動車であれば軽自動車検査協会に照会することにより所有者情報を確認いたします。所有者情報が判明した場合には、所有者の住所宛てに車両撤去を求める旨の通知書を送付し、所有者による撤去を促します。これに対し、所有者から何ら反応がない場合や撤去を拒否した場合は裁判手続を進めることとなり、所有者に対し車両撤去及び土地明渡しを求める訴訟を提起いたします。訴訟の判決が確定した場合は、車両撤去に向けた行政執行の手続を行うことができるということです。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの部長の答弁のように、放置自動車の撤去には裁判ですとか行政代執行的な方法があるということですが、名古屋市や東海市、桑名市、木曾岬町などでは、所有者の有無に関わらず、放置された自動車の問題を解決するため、自治体独自の自動車の放置の防止等に関する条例が制定されています。本市の条例制定の状況についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市では条例等の制定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、この条例について制定について検討するのか、しないのか、その辺りの答弁をお願いします。再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県下の多くの市町で放置自動車の発生の防止及び適正な処理のための条例または要領を制定していると認識をしております。

条例等を制定することは、自治体による撤去の法的根拠を明確にし、自治体はその条例等に基づいて警告書を貼り罰則規定で所有者による撤去を促すことで、放置車両により生じる障害を除去し、市民の安全で快適な生活環境の維持及び向上を図ることができると考えておりますので条例等の制定を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長から前向きな答弁をいただきました。

この条例制定は行政代執行や裁判手続と比較しますと、市の管理権限に基づく行政行為として比較的短時間に処理できます。また、担当職員の事務負担も軽減されます。

ぜひとも、先ほどのごみのポイ捨ての条例もありますけれども、快適な生活環境が保たれるよう、この2つの条例制定を要望して、次の質問に移ります。

2題目は、適正な指名業者選定事務についてです。

質問に入る前に、市民の皆様に誤解のないよう私の質問内容は、A社に対する利益供与でないことを複数の弁護士と県警本部に確認しております。また、法律の専門家にA社の指名除外の理由の公表等について確認したところ、A社の営利企業としての入札の機会を失わせる重大な不利益な処分であるため、弥富市公共工事等指名業者選定委員会で決定されたA社の指名除外の理由は原則公表できるとの見解をいただいておりますので、その上で質問しますので、誠意のある答弁をお願いいたします。

まず、モニターを御覧ください。

令和2年度から令和7年7月末までの弥富市における建築系の設計業務の指名件数について、愛知県が運営するあいち電子調達共同システムのデータを基に一覧表にまとめたものがあります。

令和2年度から令和5年12月までの間、全29件の入札案件があり、最上段にあるA社は29回と全ての入札案件に対して指名を受けていました。しかし、令和6年1月以降は全11件の入札案件に対してA社の指名はゼロ件でした。この間、副市長と5名の部長、財政課長で構成される弥富市公共工事等指名審査委員会では、指名候補者の選定作業が行われています。指名審査委員会において、この指名の偏りの状況を把握されていたのでしょうか。把握して

いた、または把握していないの二者択一でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準に基づき総合的に判断した結果だと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これは、私が二者択一でお答えくださいという答弁に合いませんので、再度副市長に質問します。

8月1日に、複数の審査委員さんに、この偏りについてこの表を見ていただきました。そのときには、この偏りを把握していないとの回答でしたけれども、そうなると要綱によりということではなくて、把握していたか把握していないかは答弁できると思いますが、再度二者択一で答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 繰り返しの答弁になりますが、弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準に基づき総合的に判断した結果だと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） どうしてその把握しているか、把握していないか、表を見れば分かるじゃないですか。なぜそれが答えられないんですか、副市長、再度答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 総合的に判断した結果でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員、3回になりますのでこれが終わりです。

○5番（横井克典君） はい。

これは紳士的な答弁ではないと思います。これ、クローバーテレビを見ている方、傍聴に来てみえる方、市がこれは隠しているんじゃないかと思われる内容ですよ、これ。そういう答弁は本当に副市長、今後控えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

再質問は2回までですので、次の定例会でまた再質問します。

次に、令和6年1月以降、A社が弥富市からの指名がゼロ件になった理由を二者択一でお答えください。

入札参加資格者名簿から除外されていることによるものか、それ以外の理由でしょうか、二者択一でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市建設工事等請負業者選定要領第4条の選定基準に基づき、総合的に判断した結果だと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これも論点が外れています。

入札参加資格者名簿から除外されていたか、それ以外かの理由ですけど、この入札参加資格者名簿から除外されているというのは、愛知県の先ほどのシステムを見れば除外されているか、されていないか分かります。ですので、もう今現在愛知県のシステムに名簿が載っていれば当然それ以外の理由という答えになりますけど、答弁が不明確ですので、再度副市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 繰り返しの答弁になりますが、弥富市建設工事等請負業者選定要領第4条の選定基準に基づき、総合的に判断した結果だと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これは全く答えになっていません。

次の質問に移ります。

先日、先ほど言いましたように、あいち電子調達共同システムを確認したところA社は入札参加資格者名簿に登録されています。当たり前のことですが、先ほど言いましたように、前の質問の回答は自動的にそれ以外の理由の選択肢を選ばざるを得ません。そうすると、A社が令和6年1月以降に指名を除外された理由は、もう残るのは事務的な瑕疵か恣意的なものに限定されるんですよ。それについて再度、再度というかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき業者を選定しているため、事務上の瑕疵や恣意的なものによるものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、一体何が理由だったんでしょうね。恣意的でもなく、事務上の瑕疵でもない、指名参加資格者名簿から外されていない。それでこの2年近く常時指名されていた業者が指名されないというのは、これこそ疑惑が残るところであります。

再質問です。

私の調査では、副市長は、A社の設計士が校舎のくいの長さを秘密事項であるにもかかわらず市民の前で情報漏えいしたということで、令和6年から指名を除外してきたと発言されたそうです。

私が法律の専門家に確認したところ、市が秘密事項と考えているくいの長さは、行政文書開示請求をすれば誰でも知ることができる情報であるため、秘密事項には当たらないとの見解でした。

実際に、昨年9月定例会の私の一般質問で、市は校舎のくいの長さを答弁しています。そ

のため、くいの長さは秘密事項ではあり得ません。弥富市は事実を誤認してA社に無期限の指名除外という間違った処分を下されたのではないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市としましては、総合的に判断した結果、このようなものになっていると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問です。

2年近くA社は実質的に指名停止処分相当の処分を受けています。市は指名除外することとした令和6年当時にA社に指名除外の期間を通知されたのでしょうか。またその当時、A社は市の処分に納得されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市としては処分はしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 処分はしていないという今答弁をいただきました。

私の調査では、A社は指名がなくなった令和6年当時、副市長から指名除外となる説明は一切聞いていないと証言されています。市から何の説明もなく実質無期限の指名除外は大きな問題です。これも疑念が残りますけれども次の定例会のときに改めて質問をいたします。

次に、市が特定の事業者指名除外の判断をした場合、客観的合理性を欠き、社会通念上是認できないとされれば、市の裁量権の逸脱濫用となります。市の裁量権は任意ですが、無制限ではなく、過去に問題なく業務を請け負っていた業者を突然理由もなく指名から除外することは違法な行政行為となる可能性があります。また、特定の業者だけ除外が続く、客観的な基準がない、理由の記載がない場合は恣意的とみなされる可能性があります。

A社は繰り返し指名から除外され、今回の場合、指名審査委員会ではどのような基準やルールを基にしてA社の指名除外の判断をしてこられたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき総合的に判断した結果でございますので、問題があるとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次、5番の質問に移ります。

次に、A社は継続して入札参加資格者名簿に登録されています。今回の入札の偏りは、市がA社の営利企業としての入札の機会を奪ったことになり、実質的にA社に損害を与えたこととなります。令和6年にA社に対して指名除外の事実確認や指名除外処分の公文書を発行せず、実質的に無期限で指名除外を継続していることは市の裁量権の逸脱濫用であり、法令

遵守違反や職権濫用の疑いがあります。

以上のことから、市に責任があると考えますが、市長の認識をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほどの答弁と重なりますが、市としては問題があるとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 副市長の答弁は、問題があるとは考えられないとの答弁です。

市は、A社に秘密漏えいの事実確認をせず、一方的に無期限で指名除外を行ったことは、先ほども言いましたように、市の裁量権の逸脱濫用と言わざるを得ません。この処分は指名審査委員会の合議によるものでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 審査委員会において適正に判断をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 総務部長にお尋ねします。

合議によるものでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

合議によるものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど言いましたように、3名の審査委員さんたちはこの2年間の指名除外を把握されていませんでした。それなのに合議をしたというのは当然矛盾を感じると思います。再度、副市長、矛盾についてお尋ねします。どうして合議をしているんですか。3名の審査委員会が把握していないのに。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 総合的に判断した結果でございますので、そのような議員のおっしゃることには該当しないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 全く誠意のない、これはもう市民の方は怒りますよ、そんな市が答弁していたら。

隠すのもいいかげんにしていただかないといけませんよ。もう明らかなのをその要綱によるとか、第何条によるとかという全然答弁になっていない。それで、この場を過ぎそうということはもう絶対あり得ませんよ。本当に今の部課長さんたちはそれで納得しているんですか。そういうような組織なんですか、弥富市は。本当に疑問が残ります。私も同じ職員で



おったのに、なぜ皆さん口をつぐまれるんですか。もっと正義感を持ってくださいよ、公務員として。

再々質問します。

9月5日に市役所内で、A社は副市長に対して、弥富市が弊社に対して令和6年から指名除外の処分を行っていたのであれば、当然ながら公文書発行するべきだ、このことは納得できないというA社の代表の方の情報が 있습니다。ですので、A社の方はこの市が行ってきた処分を公文書をもらっていないし、発行された形跡がないことに納得しない。当然、行政手続法に違反する処理だと言わざるを得ません。

弥富市は指名停止処分の公表を避けるため、静かに指名から外すよう運用は市の裁量権の逸脱濫用と判断される可能性があります。指名除外の理由も曖昧で、行政手続法に基づかず、A社に無期限の指名停止相当の処分を下しています。A社が市の処分に対して不服があったとしても、正式な行政処分ではないため当然ながら不服申立ての手続きができません。市の一方的で恣意的と言わざるを得ません。再度、市長の責任と副市長の責任について、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。市長にお尋ねします。管理監督者の市長に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長、どうですか。

○副市長（村瀬美樹君） 私から。

○5番（横井克典君） いや、それはちょっと管理監督者ですよ、これは、責任というのは、責任を下すのは。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 横井議員から指名審査の経緯についていろいろと御質問をいただいたところでございますが、これまで副市長のほうで指名審査委員会の委員長として答弁しておりますものですから、私は問題ないと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） もしこの状況が本当に今の答弁ではなく、今現実に私は証拠を持っているので明らかなんですけど、これは本当に公になった場合は市長、副市長は責任を取られるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本市が行う指名の業者選定には、法人あるいは個人事業主がございしますが、指名の業者選定に対する問合せ並びに苦情の申出など、実態は市として把握しておりませんので、隔たりはないものと思います。

繰り返しの御答弁となりますが、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき総合的に判断した結果でございますので、問題はないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の副市長の発言が市民にどのように受け止められるか、反応を待ちたいと思います。

いずれにしても、行政は法令遵守が大原則です。令和4年には長崎地裁で、入札の公平性を害する恣意的排除であり合理的理由を欠く違法な行為と判断された事例もあります。市の信頼回復や再発防止の観点からも、市はA社に対して指名の偏りのてんまつを説明するべきではないでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 過日、私は議員がおっしゃってみえるだろう会社の方とお会いしたことがございますけれども、会社としてもそのようなことはないということで私は回答を得ております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 副市長に再質問したい。

そのようなことはないとは具体的にどういうことがそのようなことはないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 総合的に判断した結果についての問題がないということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほども言いましたように、そのA社の方というのは、市からの令和6年当時指名を除外されていることに対して公式で文書をもらっていない、納得できないということを副市長に伝えてみえますので副市長の答弁は間違っていると思わざるを得ません。再度、今度は市長に質問しますけれども。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員、申し訳ない。通告に従って、この質問に対しての再質問ということでお願いします。

○5番（横井克典君） この質問です。先ほどのてんまつを説明すべきだということに対しての再質問です。

法令等に基づく指名停止処分では、一方的に無期限の指名除外が継続している状況であり、A社に不利益が生じています。市が行った行為は決して許されるものではありません。一日も早くてんまつを説明してA社に説明するべきではないでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 繰り返しの答弁になりますが、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき総合的に判断しております。本市が行う指名業者の選定には、議員がおっしゃってみえる業者から問合せ並びに苦情の申立てなどございませんので、新たに説明を要するとは

考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員は、次の質問に移ってください。

横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど副市長がそういう問題はないと言われましたけれども、また後で話に出てきますけれども、A社はこの2年間何も指名がなく、通知もない、連絡もない、これはある説明会での設計者による発言のことに對して罰が下ったんだというような話はしてみえます。そういった事実を踏まえておりますので、今の副市長の答弁は間違っていると言わざるを得ません。

次に、特定の業者に指名が偏らないよう、弥富市では業者別指名回数表の作成は行われているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 財政課が選定の内申を担当している契約種別につきましては、同様の資料を作成しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、2007年に岐阜市役所において、これまで岐阜市から指名競争入札で何度も指名を受けていた会社が、ある時点から客観的な理由もなく全ての入札案件で指名されなくなったことで、市を相手取り訴訟が起きました。結果として、名古屋高裁は悪意に基づく恣意的な指名回避と判断し、岐阜市の違法性を認め、330万円の賠償が認められました。

弥富市もそういった訴訟に巻き込まれないためにも、いま一度、この委託業務のみではなく、建設工事についても指名審査の手続について検証するべきではないでしょうか、市長の考えをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 建設工事の業者選定におきましても、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき適正に事務処理がなされておりますので、再度検証する予定はございませんが、近年の建設業界における担い手不足などの課題に対応しつつ、適正な事務処理に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 分かりました。

再質問します。2つあります。この今までの質問を通じての再質問になります。

私が今回の一般質問通告書を議会事務局に提出したのが8月27日。翌日28日には市民から私にA社の指名に関する一般質問は取りやめるべきだとの連絡がありました。また、A社の実際の会社名まで知って見えました。議会事務局が一般質問の公表をする時期は9月1日以

降です。その前に市民が、私が指名審査委員会のことで一般質問をすることを知る由もありません。

これは地方公務員法第34条の守秘義務違反が疑われますので、次の定例会で質問させていただきますけれども、さらに9月3日には財政課長から指名審査の一般質問について打合せがしたいと連絡があり、市役所に出向いたところ、弥富市工事等指名業者審査委員会規程では指名審査委員会は秘密会議になっており、横井議員の質問には答えられないとの趣旨の答弁がありました。一般質問提出後に私の周りで起こるこれらの不可解な事象を勘案するとこの一般質問をすることで市が公表できない秘密でもあるのではないかと疑いたくなります。

一方、副市長は2年間全く取引のないA社を9月5日に市役所に呼び出しました。財政課長と関係職員も同席したそうです。副市長は何の目的でA社を呼び出されたのでしょうか、再質問します。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 詳細については申し上げられませんけれども、打合せをさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私がそのA社の社長に確認したところ、この5日の日に副市長からA社に対して、貴社の設計士の問題発言が原因により令和6年から指名除外してきたことをこの場で納得してほしい。納得してくれば、今後指名の再開を検討すると取引にも似た発言があったそうですが、副市長はこの発言は事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのような事実はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 全くですね、私が本人さんに確認したところ、そういう発言をされたということです。全く今副市長が言われたのは虚偽の答弁でありますので、また次回以降問題視させていただきます。

本日の市の答弁では事実解明が不十分ですので、改めてまた一般質問をさせていただきます。それでも明確な答弁がいただけない場合は、百条委員会の設置を求めていきたいと考えております。結局解決しないんですよ、この場では。いずれにしましても、指名競争入札における指名の偏りは、特定業者への依頼が集中したり、不正行為が、選定が続いたりすることで、談合や癒着、競争性の欠如などの重大事案につながる可能性があります。公平・公正な指名業者選定事務の執行をお願いし、3問目の質問に移らせていただきます。

3題目は海翔高校と十四山中学校跡地の利活用についてです。

今年3月に閉校した県立稲沢東高校について、昨年12月に愛知県教育委員会から稲沢市に

対して無償貸付となる管理運営委託に関する打診がありました。弥富市には今年3月に閉校した県立海翔高校、学校跡地の管理運営委託の打診はあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年12月24日に愛知県教育委員会にございました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

昨年12月に打診があったのであれば、3月定例会において市議会に説明されるべき内容ではないでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和6年12月24日に愛知県教育委員会よりあったところでございますが、まだまだ市の方向性をいろいろ内部で検討しておったところでございますものですから、打診があったということはお伝えしてもよかったのかなと思っております。その点は反省点でございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうですね、このことはやはり議会も、十四山中学校の跡地とも関連してきますので議会としっかり情報共有を行っていただきたいと考えております。

次に、市議会に対して先ほどありましたように、管理運営委託の説明がありませんでしたので、次の質問に入ります。

さらに、十四山中学校跡地の利活用における整備方針が（案）の段階から2度、7月23日と29日に建設の業界紙である建設通信新聞、建通新聞に十四山中学校跡地の新グラウンド整備についての記事が掲載されたところであります。

昨日来、十四山中学校のグラウンド等のこともありますが、市民との合意形成より、報道が先行していることに違和感を感じます。やはり、市民としっかり合意形成を図った上で報道に流していただければと思います。

市は、昨年のよつば小学校の設置場所を検討している段階から、既に十四山中学校跡地を硬式野球用のグラウンドに整備することを内々に決めていたのではないのでしょうか、市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） よつば小学校の設置場所の検討につきましては、弥富市小中学校未来構想、また弥富市小学校再編整備方針を定め検討したものであり、御質問のようなことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の市の答弁で昨年請願署名を出された3,394名の皆さんの疑念が晴

ればいいのではないかとはいえますけれども、次の質問に移ります。

次に、今年6月、十四山中学校跡地利活用における整備方針案が市議会に示されました。その整備方針案では、十四山中学校跡地のグラウンドを硬式野球ができるよう整備したいとの内容でした。そうであるなら、海翔高校が無償で硬式野球用グラウンドとして使用できることが分かっているのであれば、整備方針案に盛り込んで検討するべきではないでしょうか。なぜ海翔高校跡地と十四山中学校跡地の利活用をわざわざ分けて検討する必要があるのでしょうか、市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 海翔高校跡地については、愛知県において利活用が決まるまでの間、管理運営を受託するものであり、その期間についても明確なものではございません。そのようなことからあくまでも一時的なものであると考えております。県の利活用方針が決まれば契約解除となるため十四山中学校跡地の利活用とは分けて検討する必要がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

今の部長の答弁で分けて検討をしていく、一時的な利用で分けて検討するということですが、けれども硬式野球のグラウンドをそれこそ同時に2か所も本当に整備することになりますけれども市長、市民が本当にこれは望んでいることなんでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 十四山中学校整備方針案につきましては、いろいろ全庁的に、また市民の皆様方から、また民間事業者からいろんな御意見をいただいた中で、市がこの方向性でいこうということで案としておつくりしたたたき台でございます。

そのようなたたき台でございますので、またこの間、十四山地域で説明会を行いました、ああいったことで私は白紙撤回をさせていただいたところでございますものですから、愛知県立海翔高校の跡地につきましては、あくまでも県の持ち物でございますものですから、県の活用方針が決まり次第、それはグラウンドとして使うことも難しくなる可能性もありますものから、分けて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 分けて検討されるということですが、税金の無駄な投入にならないようお願いいたします。

4番目の質問です。

次に、稲沢東高校の跡地は、今年10月から稲沢市が使用を開始します。海翔高校跡地の管理運営委託での利活用を本市はどのようなスケジュールで進めていかれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、愛知県教育委員会と調整しておりますが、スケジュールは決まっておりません。しかし、スケジュールが決まりましたら御報告させていただきたいと思いをします。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの答弁で、スケジュールは未定ということですが、昨年12月に県から打診があつて、今日まで8か月以上が経過しておりますけれども、なぜそんなに結論が出るのが遅いのでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 遅いのかと言われますとなかなか難しいんですが、県と綿密な調整をしている中でのタイムスケジュールでございますものから、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 片や稲沢市ではもう今年の10月から利活用を始められます。そういったことで弥富市の進め方にちょっと遅れが、スピード感がないのではないかと思います。

次に、稲沢市は稲沢東高校の跡地利用に約160万円の予算を計上しました。6月議会です。弥富市ではどのくらいの経費が必要になると見込んでおられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、グラウンドの利活用範囲やトイレ、給水等を検討しているため、経費について把握をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問ですけれども、稲沢市はもう最低限簡易トイレ的なものを用意したというような説明がありましたけれども、再質問ですけど、経費を算出せずしてこの海翔高校の跡地利用の検討はできないと思います。

昨年12月の打診からこの8か月の間、経費を算出せず、何をこれまで検討されてきたか、その辺りをちょっと市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海翔高校のグラウンド利用に対しましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、トイレ、または給水等の修繕といいますか改修が必要になってまいります。水道につきましては、学校自体は大きな管で引き込まれておるものですから、それを家庭用の口径の小さな管に引き直す必要が出てまいりますものから、そういった費用がこれからかかってくると思うところがございます。次の議会にはこの数字を報告できると思います。

のでお待ちいただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも早急に議会、また市民にもお知らせいただくよう、よろしく  
お願いします。

6番目の質問です。

次に、整備方針案では十四山中学校跡地を利活用して新産業エリアの屋外運動施設を統廃  
合すると記載があります。文脈から推測すると、上野グラウンドと亀の子グラウンドは売却  
するという理解になりますが、間違いはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 上野グラウンドにつきましては、グラウンドの再編整備の進捗と  
民間需要により売却等を検討してまいります。また、亀の子グラウンドは現在利用していく  
こととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 7番目の質問に移ります。

先ほどの上野グラウンドが売却の方向だということであれば、売却金額はどれぐらいの金  
額になるのでしょうか。また、毎年の固定資産税はどれぐらいの見込みになるのか、概算で結  
構ですでお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 上野グラウンドと亀の子グラウンドの土地価格につきましては、  
土地の不動産鑑定を行っていないため、お答えすることができません。

固定資産税につきましては概算で、地目が雑種地の場合、上野グラウンドでは約360万円、  
亀の子グラウンドでは約190万円となります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私としては、この上野グラウンド、亀の子グラウンド、今後の財源に  
なってきますので処分して税収を増やす、そちらの方向に速やかに進んでいただきたいと考  
えております。

8番目の質問です。

県と市で管理運営委託の契約が締結できれば海翔高校跡地と十四山中学校跡地の2つのグ  
ラウンドはどのようなすみ分けで使用するようになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 海翔高校跡地は硬式グラウンドとしての使用を想定しております。  
また、十四山中学校跡地は野球のみにとられるのではなく、いろいろな競技の大会、また  
スポーツイベントが可能なグラウンドを想定しております。



○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 部長に再質問です。

木曾川グラウンドは4面で、軟式野球ができるところがあるんですけども、硬式野球の利用が条件つきで可能になったという話を聞いたことがありますけれども、その事実があったのか、ないのかと、いつから使えるようになったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 梶浦生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（梶浦智也君） 利用条件はありますが、令和7年度より利用可能にさせていただきました。

さらに、利用条件ですが、ランニング等のウォーミングアップ、キャッチボール、コーチによるノックを可能とし、子供たちの打撃練習は絶対に行わないという利用条件で利用をしていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

木曾川グラウンドも、試合とかそういったものはできないにしても硬式野球のノックやランニング、トレーニングができるということになります。そうすると、海翔高校跡地と十四山中学校跡地、また先ほどの課長が答弁された木曾川グラウンドも硬式野球のできるグラウンドというくくりになりますけれども、この少子化の時代に市長はこの3か所も硬式野球のできるグラウンドが、市民が望んでいると思われるのかどうか確認します。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 十四山中学校の跡地、そしてまた海翔高校、そして木曾川グラウンドということで、3つのグラウンドのお話があるところでございますけど、いずれのグラウンドにしましても、硬式野球をするとすると少し狭いというようなことも聞いておるようなところでございまして、グラウンドを整備する際には多くの種目がまた市民の方々が利用できる、そんなグラウンドを造ってまいりたいと思っておりますものですから、硬式のグラウンドを3つというようなお話は、私は考えておりません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 9番目の質問に移ります。

十四山中学校跡地の新グラウンドはどのような規模を想定されているのでしょうか。また、概算費用と財源についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 硬式野球ができる規模を想定しております。また、概算費用及び財源につきましては、具体的な検討をしていないため未定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これも再質問です。

概算費用を試算していない状況でということですのでけれども、持続可能な市政運営を行う上で、概算費用は当然ながら算出なくてはなりません。幾らかかるか分からない事業をやみくもに進めるべきではありません。その点について市長の考えをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 十四山中学校の再編整備案におきましては、グラウンドを整備ということで提案したところでございます。そのような中で、そのような提案の中では十四山の南の校舎を壊す、またグラウンドを大きくして整備するということでございますものですから、それ相当な費用がかかるということでございますものですから、実際にこれは進む段階になってから皆様には金額等を提示したいと思います。その前に、まだまだ地域の皆様方の御意見を伺ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 以前市のほうに、担当課のほうに南校舎を取り壊すと大体幾らぐらいだろうという話をしたとき、2億から3億かかるんじゃないかというような話がありました。またグラウンドを硬式野球用のネットを立てたり、またナイター照明をつければ3億、4億そういった金額になってきますので、そういったものはかなりの金額になりますので、中期財政計画にも盛り込むべきものであります。

そうなると、歳出が分かったとしても、その財源というのは歳入側の中期財政計画に盛り込まなくてははいけませんので、やはりその辺りは明確に入れていかないと、厳しい財政状況において、市の財政運営が逼迫するということにもなりかねませんので、やはり中長期的なビジョンに立って運営をお願いしたいと思います。

最後の質問です。

6月の定例会の答弁では、学校体育館のエアコン設置や白鳥小学校の長寿命化工事は他の大型事業等との優先順位を精査しながら進めていくとの答弁でありました。

そうなると、十四山中学校の新グラウンド整備事業は、私の考える範囲では令和10年以降になるんじゃないかと思えますけれども、その辺りの見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今議会で、学校のエアコン設置につきましては、令和12年度までには整備していきますというようなお答えをさせていただいたところでございます。また、今言われました白鳥小学校の長寿命化工事も遅れているところでございますものから、タイムスケジュールはなかなか申し上げられませんが、早期に進めてまいりたいと思っております。

そのような中で、この十四山中学校の跡地につきましては、繰り返しの答弁になりますが、

7月26日の住民説明会では、一旦再編整備案につきましては白紙撤回をさせていただきまして、パブリックコメントの意見、また市民また民間事業者等のアイデアを募集しながら、よつば小学校完成までは南校舎を壊すことなく意見を伺ってまいります。その間に、いい意見があれば進めてまいりたいと思っておりますので、それはまた議会の皆様には報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも市民との合意形成の上で、この事業を新グラウンド整備に向けての整備を行っていただきたいと考えます。

今後弥富市では、弥富まちなか交流館のリニューアル工事、JR・名鉄弥富駅自由通路事業、今年から始まったよつば小学校整備事業、学校体育館空調整備事業、昨日の答弁にあった総合体育館空調整備事業、白鳥小学校長寿命化事業など、この先5年の間に弥富市の財政に影響する大規模事業がめじろ押しであります。

市長には、昨日平野議員が言われたように、私も都市計画税の導入など財源確保等安定した市政運営に努めていただきたいと考えております。間違っても市民や職員にしわ寄せが来ないように強く要望させていただき、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

公共事業は法令遵守で、公的地位にある者の許認可の権限についてお尋ねをいたします。

前回6月議会での答弁で、ダンプ26台分の土砂を投棄した件で、再三孫宝排水土地改良区の承諾を得たと言われました。その後にユーチューブで公開されて以降、他県他市の議員から指摘をいただきました。そもそも孫宝排水土地改良区の職員関係者で土砂を投棄承諾できる権限がある人がいるのか。それはあるとすれば愛知県知事なのか、理事長なのか、質問のやり方を検討してみたらと助言をいただきました。

法的に権限があるのか、あるとするならばどのような地位の方であるのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 当市は、当該工事の目的を果たすために必要とする工事を進める上で、工事内容に対し承諾を得たものになります。

- 議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。
- 8番（加藤明由君） 全く回答になっていませんよね。そんなことは聞いていませんよ。権限があるのかないのか、誰があるのかと聞いたのに今の答弁はありませんよね。もう一回どうぞ。
- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 繰り返しの答弁になりますが、工事内容に対しましては承諾を得たものでございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。
- 8番（加藤明由君） 全く答弁になっていませんよね。何のためにこれを事前通告するんですか。もう一回お願いします。
- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 繰り返しの答弁になります。  
工事内容に対して承諾を得たものでございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。
- 8番（加藤明由君） 得たとか得ていないとかの話じゃなくて、その権限がある人はどなたですかと私は聞いておるんですよ。日本語、分かるでしょう。もう一回聞きます。
- 議長（堀岡敏喜君） 質問が3回を超えますので。
- 8番（加藤明由君） 3回はいいですけど、まともに答弁しないんだから、そんなもん10回だってやりますよ、こんなもの。おかしいでしょう、こんなもの。全然答弁になっていないですがね。何を言っておるんですか。おかしいでしょう。
- 議長（堀岡敏喜君） どうぞ次の質問に移ってください。  
次の質問の中でまた絡めて質問をしてください。
- 8番（加藤明由君） この程度の答弁しかできない市長であるということは、このケーブルテレビ並びにユーチューブを御覧になった方がよく見られたと思います。この程度の市長と私は言わせていただきます。  
続いて、承諾を得たとおっしゃいます。となると、弥富市が管理する水路において、市長の権限でこのような土砂投棄の承諾が行えるのか。できるとするならば、その法的根拠、これを聞かせてください。
- 議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。
- 建設部長（立石隆信君） 本工事につきましては、土砂の投棄ではなくて、工事を進めるために必要となる工事内容であると考えております。
- 議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。
- 8番（加藤明由君） 投棄、投棄ではなくと言ったって、結局取らなかったんだから川の中

へ捨てたと一緒なんですよ。その権限があるのかないのか、その権限がある、ない、どちらですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市は管理する部分の水路について工事を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 全く答弁になっていませんよね。聞いたことと全く違う答えですよ。何のためにこれを事前通告するんですか。

まあ結論を言いますよ。こんなの答えられないですよ。やったことからして、ダンプ26杯分の土砂を川に入れたまま取らなかった。こんなものどこへ聞いたって、それこそさっきの他県他市じゃないですけど、そもそもそんな権限がある人、日本中にいるの、いませんよね、こんなの。

日本にはかつて昔、超法規的措置ということをやったことがありますよね。これは昔、日本航空機がハイジャックされて、人命に関わるから、16億か何か身の代金を払って日本赤軍を刑務所から釈放した。これは超法規的措置ですよ。こんなことに超法規的措置もないですからね。これはもう本当にばかばかしいですから、もうこれ以上質問しません。

次へ行きます。

J R・名鉄弥富駅事業は適正であるか、これについてお伺いします。

事業の透明性について、会計検査院からの通知であると思われませんが、公共工事における鉄道委託事業を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せ、この申合せについては、6月議会答弁で部長からも説明をされました。適正価格であり、関係書類の提出を受け、不明点を鉄道会社に確認しながら検査、確認しているとの答弁でございました。

4月23日、行政文書開示で、ここにございますけど、230ページほどの文書の開示をいただきました。総額48億7,400万円以上にも及ぶ事業費のごく一部でございますが、拝見をさせていただきました。今回開示された内容に、電路設備改良工事請求額4,850万円の部分があり、私も45年以上にわたり電気関係の仕事に従事してきましたので、一部の範囲で知識は持ち合わせておりますので内容を精査させていただきました。間違いがありましたら御指摘ください。

関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事、この透明性資料、令和6年度実績報告書東海旅客鉄道株式会社、令和7年3月提出のものです。これを拝見しましたが、なかなか理解できない部分が多くありましたので、質問をさせていただきます。

せっかくこれをいただきましたけど、図面がついてきておりません。ですから、もうここに出てきた数字、内容と現場をしっかりと合わせて対照をしてきました。一部コンクリート柱、電柱ですね。これが新設の分は34万5,262円、同じくコンクリート柱で仮設の分は77万

374円、2倍以上の単価の開きがあります。これはどうしてか説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せの関係書類として提出された請求金額内訳書記載の内訳番号26コンクリート柱新設と内訳番号27コンクリート柱仮設の単価の違いは、電柱設置に必要なクレーンの大きさが違うためです。新設電柱施工時には近くにクレーンを備え付けることができますが、線路に挟まれた位置に設置する仮設電柱施工時にはクレーンと設置位置が遠くなるため大型のクレーンが必要となることから工事金額に差が生じます。委託工事に関する資料は、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づき提出された書類以外には鉄道事業者から提出されておられません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 透明性資料でございますからもっと詳しい資料が存在すると思いますがこれに対してこの工事に伴う設計図、それから現場の工事写真、これらはあるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 設計図、工事写真等は鉄道事業者は持っておりますので、そちらのほうの検査のときには工事写真等を確認しながら、提出は受けておりませんが、目視して確認しながら検査を進めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちょっとお聞きしていますと透明性には極めて程遠いと思いますが、設計図もなくして、現場に立ち会ったわけでもなくて、もう既に埋まってしまっておる部分をどうやって検査をしたのかなと思うんですが、課長、中身が透けて見えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、施工時の写真は確認しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 透明性の確保ということから、後で結構でございますので、JRに請求してでも見せていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

書画カメラ1をお願いします。

私飛ばしちゃったな、これは飛ばしましたね。

○議長（堀岡敏喜君） 違いますよね。

○8番（加藤明由君） すみません、飛ばしちゃいましたので次の1番、いやその次です。

これが電柱についておる銘板ですね。一般の方には分かりませんが誰が見ても分かるの

は、2024と書いてありますからこれは電柱を造った年ですね、製造をした年で、11とか35と書いてありますが11は埋まった部分も含めた全長、35が直径です。一般の電柱は上へ行くほど細くなっていますがなぜか鉄道会社さんは上から下まで35センチ、ずんどうの電柱を使ってみえるみたい。ちなみに、名鉄さんは少しスリムな30センチの電柱を使ってみえます。次へ行きます。

2番をお願いします。

これは鉄道用語でビームというそうです。要するに電車に電気を送るための線をつるための施設。電車というのは直流の1,500ボルトで走っていますから、その電源を送るための電線を止めるための金属部分ですね。

これが今回3種類ですね。一番左から鋼管型、名前のとおりですね、一番左、パイプでできています。真ん中が籠型、本当に籠みたいな格好をしていますね。一番右がV型、見たとおりに下から見るとVの字に見えます。この3種類を使って、このたび工事が始まった。

3番をお願いいたします。

これが鋼管型ビームといいまして、現在ある跨線橋、ここから名古屋寄りに2か所建ちました。ですから、電柱も4本建って、これはどうも、設計図がありませんからよく分かりませんが、純粹に横に走っておる鉄骨の部分だけだと思いますけど、これが257万7,000円、これだけの金額がするんですね。3つまとめてちょっと質問します。

次をお願いします。

これはさっきのV型、3線、これをまたぐんですね、3本の線路をまたぐという意味だと思います。これが215万891円でこれは1か所ですね。もう一か所あります。

次をお願いします。

これが一番大きいやつですね。6線、実質的には3本の線路しかまたいでいないんですが、電柱を桑名駅のホームの真ん中に建てるわけにもいかんですから、恐らく駅舎をまたいで駅舎の南側まで持ってきて建てた。ですから、これは結構な距離があると思うんですが、当然高くて336万1,479円ですね。

これらは、一般の方が単純に見ますと多分これは工事費が入っていると思うんですが、ちょっとその内容だけお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 請求金額内訳書記載の内訳番号33鋼管ビーム亜鉛メッキ4線跨用257万7,000円、請求金額内訳書記載の内訳番号34Vトラスビーム亜鉛メッキ3線跨用215万891円、請求書内訳書記載の内訳番号37籠型ビーム亜鉛メッキ6線跨用336万1,479円は本体価格に加え、労務費等その他費用を含んだ金額でございます。

委託に関する資料につきましては、先ほどの答弁と同様でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これって、大ざっぱにこの金額で労務費が入っておるとか言われるんですけど、当然これが透明性ならば、内訳があってもおかしくないと思うんですね。当然これは手作業でできませんからクレーン車が入っておると思います。労働者も相当な数が必要だと思います。

これらが全然、内容が頂いた書類では分かりませんが、これをもって透明性資料を出したことにされては全然納得がいきませんよね。これで、この状態で検査をして、見たところ検査は合格ということで、3月31日付で完了検査調書というのが出ていまして、2名の総括監督員さん、専任監督員さんで、最終的に検査員が課長の三輪さんということで、これが、完了検査が終わりましたよということで1億1,983万円の分が市長に出されていますよね。

その検査結果が終わって、次に検査結果通知書が安藤市長から東海旅客鉄道株式会社に同じ内容で出ておるんですが、これって検査はしたはいいいんですが、もう中身ってまるっきり、言い方は悪いんですけど、もう言いなりになって、オーケーでしょうということで、よくできましたと言わんばかりに検査結果は合格となっておりますね。

中身もよく分からないものを合格ということがちょっと理解できないんですけど、その辺のちょっと説明ができればお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、こちらのほうは申合せの資料を確認し、不明な点は鉄道事業者を確認しながら、また現地にも出向いて現地も確認しておりますので、内容を把握した上で検査合格通知を出しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 何ともですね。あまり中身も分からないうちに適当にというか、合格になっておると思うんですが、じゃあ、次に参ります。8番をお願いします。

私はこれを見て随分この駅の周り、それから駅の構内を160円払って入場券を買って、中をじっくり見させていただきました。一番疑問に思ったのが、この電柱の基礎工事、基礎工事が請求書の中に入っておりました。ところが、これは見たとおり約90センチ真っ角ぐらしかアスファルトをカットした跡がありません。大体大きさにいきますと市長が座ってみえる机の真正面から見たサイズ、それは恐らく約90センチ真っ角だと思いますけど、ここの中に直径35センチの電柱を建ててどうやって基礎をやったのかなと思って、非常に疑問に思っておるわけです。

こういったものを事前に、当然設計図をまずもらってみるんですね。先ほどの繰り返しになりますけど、工事中とかの写真、こういったものがあるのかないのか。

私らの感覚でいきますと、このサイズで基礎工事をやるのは非常に難しいんですよ。それ



と、もう私も生まれてからずっと近鉄線のすぐ脇で70年間生きておりますけど、まず線路の電柱を立てるのに基礎工事をやっておるところは見たことがないです。私らの子供の頃は木製の電柱だったのがコンクリートの電柱に替わったり、やっぱりあちこち行きますとそういう工事もあるんですけど、電柱に基礎工事をやるということはあまり見ませんが、これが一応やったことになってそれぞれ今積算されて、高いのは130万円、1か所ですよ、1か所130万円の工事代がかかっておる。安いものでも28万だったかな、29万8,441円のこれが4本、130万8,480円かかったものは2本、55万1,781円かかったのは2本。

これは多分、この現場とこの書類を合わせるとぴたっと合いますから恐らくまず間違いのないと思うんですが、本当にこれは基礎工事をやったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今回の電柱基礎工事は、地下水位や線路への影響を考慮し、I型基礎と鋼管ぐい基礎を使い分けております。

I型基礎は、人力掘削により深さ約2.5メートル、直径70センチメートル程度掘削し、その中に筒状の管を設置、電柱を立て込み、隙間にコンクリートを充填するものでございます。

鋼管ぐい基礎は、穴を掘る機械により深さ約5メートル、直径70センチメートル程度を掘削し、その中に鋼管を設置、電柱を立て込み、隙間を充填するものでございます。これらの工法により、1メートル四方程度のスペースに電柱を立てることが可能となります。

工事写真等につきましては、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せの資料ではございませんので、鉄道事業者から提出されておられません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） その辺ですよね。透明性を確保するとなれば、当然それぐらいのものがついておってもおかしくないと思うんですが、別に請求されたらいいと思うんですが、ぜひとも私は見せていただきたいと思います。一度JRさんをお願いをしておいてください。

ちなみに、JR側はこの8本分の基礎工事代が合計で491万円かかっておるわけですよ。

片や、さっきのもう一回写真をお願いします。名鉄の基礎工事、これは今でも現場確認できます。見えていますから、確実にこの基礎工事をやったことは現状でも確認ができます。ちなみに、名鉄さんの基礎工事は1基だけが130万6,900円、ほかの12基が1か所当たり112万6,400円、トータルで名鉄さんにお支払いする電柱基礎代が1,482万3,700円ということになっております。これも異常に高いと思うんですが、これも一回どんな基礎をやられたのか、設計図を一回見たいと思いますのでまた、あるんですよ、これ、設計図は。取りあえず質問をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 当然設計図はございますが、提出資料ではございませんので、

市に提出はされておられません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これも名鉄さんをお願いしてください。ぜひとも見せてくださいということで、まずそうでなければこれだけのお金を簡単に支払うということはありませんと思うんですが、埋まってしまった部分というのはもう見えないですから、当然写真なり設計図なりで、こうやってやりましたというのは一般的には常識だと思うんですが、ぜひとも見せていただけてください。

電柱は、私も随分そういう工事に立ち会ったこともあるんですが、全長の6分の1以上埋めることになっていますから、電柱が1本11メートルですから、おおよそ2メートルぐらいは埋まっておると思うんですね。その2メートルを埋めるために、先ほどの部長の答弁でいきますと直径35センチの電柱に70センチの鉄パイプを5メートル埋めたという答弁だったんですが、この電柱4本はあくまでも仮設ですよ。仮設ですから、工事が終わった段階か工事の途中で撤去が始まると思いますよね。その撤去のときに、ぜひともこれを私、見たいと思います。本当にこれをやったのかやっていないのか。

今おっしゃったとおりの工事をしてあるとすれば、これは取るのにもかなり大変だと思いますよ。相当な撤去費がかかると思います。70センチのパイプ5メートルの中に、その隙間に全部コンクリートを放り込んだらかなりの重量になっていますから、簡単には抜けませんよね。ぜひともこの時期が来ましたら、私もそんな時期には当然もう議員を辞めておるか、人間もひょっとしたら辞めておるか分かりませんが、ひょっとして見られる機会があれば、ぜひともこれは見たいので、今の時点で予約をさせていただきます。

これが、もう一枚写真をお願いします。次へお願いします。

私の想像でいくと、通常は電柱を建てるときは6分の1以上埋めなきゃいけませんから、この建柱車で普通は掘って、一般の中部電力の電柱なんかでも数時間で、五、六人が来て1本ぐらい立てていくんですね。それなのに、とにかくこの電柱の工事代が1か所130万というのは何ともこれは本当に信じ難いんですね。

次へお願いします。

すみません、ちょっとそれは消してください。

まず、先ほどの建柱車ですけど、ちなみに鉄道線路のところで電柱を立てる場合にあの車はどうやって入っていくんだと御存じでない方がいるかと思いますが、あの車両にちゃんと鉄道の規格に合った車輪がついて、鉄道の上を走る車両がちゃんとあるはずですよ。ですからそれでやれば、何かさっきの説明を聞いておきますと、すごく手間暇かけて建てたようなことをおっしゃいますけど、いとも簡単にこんな電柱ぐらいはすぐ建つと思うんですが、ちょっと先ほどおっしゃっておったことをずうっと聞いておると非常に不思議なんですよ。

もう一枚ありましたよね、その次。いや、その前ぐらい、もう一枚なかったかな。

すみません、6番をお願いします。

これがさっきの8本以外に、公開された資料によりますとまだ別に3本ありましたので、この3本を調べましたら、恐らくこの3本だと思います。左の融雪器の電柱、これはどうも設置場所から永久にお使いになる電柱で、前の駅舎のところで邪魔になったから支障移転ということでここへ持ってきたことは、もうこれは理解できました。右側の2本ですね。これはずうっと電気の配線から全部調べましたら、駅舎の中の恐らく改札機とか、中の照明のための電源を引くために、あとは通信線、そのために立てたものであることが分かったわけですが、この3本については基礎工事代がないんですよ、基礎をやっていないんですよ。当たり前こんなものはやらないのが私は普通だと思っていますけど、この3本については基礎工事はやってありませんよね。

なぜ中と外とやり方が違うのかな。これもちょっと疑問なところであると思いますが、その辺は、もう一つこれをお伺いします。

先ほど来からの答弁は、こちらのほうに持っておる資料で照らし合わせてつくった今の答弁なのか、こういう質問が来たからJRさん、どうなっていますかというふうにお伺いしてつくったものなのか、どちらなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 検査時にも資料等の確認はしておりますが、改めて再度JRと確認をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 多分JRさんとしっかり答弁を考えられたと思うんですが。

それでは、次の防火水槽の関係をお願いします。写真をお願いします。

これが、防火水槽が確かにあったことを私も記憶しております。看板が上がって、マンホールの蓋が1個ありましたから、これを撤去したことになっていますよね。

私が消防署で聞いたのが、4メートル掛ける5メートル掛ける深さが2メートルで40立方メートルだよとこういうことを聞きました。これを撤去されましたよね。この撤去費用は幾らかかったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） JR敷地内に市が設置していた防火水槽の大きさにつきましては内空断面の実測値は縦約6メートル、横約4メートル、深さ約2メートル、約48立方メートルでございました。

防火水槽の撤去工事は、駅舎の一部撤去工事等と併せて実施しておりますので、仮設費等を除く防火水槽の撤去費用の総額は145万7,000円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 私に頂いたこの資料によりますと、撤去費用のほかにもどうも下に工事共通費とか安全対策費が両方で550万ぐらいあるんですけど、これはほかのものも含まれておるのか、この防火水槽の撤去費用に一切含まれていないのか、これはどうなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） そちらのほうの金額につきましては、先ほど答弁いたしましたように、駅舎の撤去工事と一緒に仮設を行っておりますので、そちらの仮設費等を含んだ金額がそちらのほうになっております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これもどこら辺が透明なのかよく分かりませんが、恐らく防火水槽の撤去に対しても、ガードマンを立てたり、柵をつくったり、いろんな経費がかかっていると思うんですが、多分この百四十万だけでは恐らく終わっていないと思うんですが、当然その費用は別にありますよね、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、ほかの工事と一緒にやっておりますので、防火水槽の撤去を含む仮設は含んでおりますので、ガードマンも含めてですけれども、安全費も見ておりますので、そちらが含まれた金額になります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 要するに、きちっと分けていないからよく分からないということだろうと思いますが、何ともこの透明性資料とおっしゃいまして、全然これはあまり透明でなくて、言われたまま全部そのままスルーしておるということで、もう少し何か、最初の前回の部長の答弁じゃありませんけど、鉄道会社と協議して、あたかもその不明点を鉄道会社に確認しながら検査しているとおっしゃるんですが、もう少しやり方があると思うんですが、どれを見ても金額的にいうと非常に高いですよ、何でこんなにするのって。もうこれは一つ一つを見ても、工事代金が含まれていると思うんですが全部、それにしても、もうとにかく全て、ああ、これは安いなあと思うものは一つもありませんよね。

本来ですともう一つあったんですけど、これは12月議会にしっかりと残りを、調査がまだ済んでおりませんのでやりますが、とにかく非常に不審点が多いです。もう少し鉄道会社と透明性をしっかり確保していただきたいと思います。

それじゃあ、次へ行きます。

3番目の質問でございます。すみません、ちょっと待ってください。その前に一番最後の12番をお願いします。

ちょっといろいろ調べておるときにこういう場面に出くわしまして、これはたまたま名鉄

さんが西側の踏切で工事をやってみえました。外は今と一緒に35度ぐらいあるときに、汗を流してやってみえました。

これを見ておったら、こんなことをしていいのかなというところを目にしましたので一応、これは答弁は要りませんが、何をやったかといいますとね。上の写真、今ちょうどその下の写真に機械が載っていますけど、基礎を造っていました。そうしたら、ちょうどお昼近かったんですが、ずうっと見ておったら、これはどうも材料が足らんなあ、セメントが足らんなどと思ったら、何をやったかといいますと線路の砂利を持ってきて、線路の砂利ですよ、足りないからって線路の砂利を持ってきてコンクリートの中に埋め込んで、これで量を増やして出来上がったのが下の写真の基礎なんですよ。まあ、ごみじゃないですからいいようなものですけど、コンクリートというのは当然砂と砂利と水とセメントを混ぜて、その配合割合というのは大体決まっていますよね。それを足りないからといって線路の砂利をぼんぼんと放り込んで、それでできたのがこれなんですよ。これは最終的に名鉄さんの持ち物になりますから、別に壊れようが何しようが知ったことじゃないですけど、今後行われる自由通路部分にそんなことをされたら、税金を投入してそのぐらいいいかげんな工事をやっている会社の中におるということだけはよく頭の中に入れて、あと四十何億のお金を払うときにきちんと検査をしてやってくださいよ、これ。税金ですからね。それぐらいいいかげんなことをやっていますよ。これは一応参考のために聞いておいてください。

次へ行きます。

農地の件ですね。今年の米価と農家の収益改善をということで質問させていただきます。

弥富市農地賃貸借料金検討会議に米価暴騰の恩恵を農家にもということで、質問をいたします。

新米の収穫が始まったこの時期、農業協同組合、JAが農家に売上金の一部を前払いする概算金、仮渡金は大幅な増額がされ、米の価格高騰は続きそうであります。最近の報道によれば、60キロ当たりの価格は高知県では早場米コシヒカリを昨年比49%増の2万2,000円に設定、JA全農にいがたも一般のコシヒカリを76%増の3万円にした。JAやまがたは、つや姫という銘柄を59%増の3万1,000円に決めた。JA福井県は、華越前の概算金を7月末に2万3,000円と決めていたが、地域の動向を見ながら8月中旬、前年比で75%増となる2万8,000円に変更した。

このぐらい今年是新米が高い状態が続いております。現在の市内の農家、地主の多くは農地を賃貸借料金の検討会議で決められた金額で貸しており、直接米高騰の利益を得られない。要するに土地だけを貸しておりますから、米が幾らになろうがその農地の賃借料しか入ってまいりません。ですから何の恩恵もないと思います。

ですから、この賃貸借料金会議において恩恵を得られる施策が必要であると思いますが、ど

のような対応をお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 令和7年3月議会の一般質問でも答弁しましたように、あいち海部農業協同組合と協議を行い、早期の段階で借手側と貸手側双方の代表者と話し合いを重ね、貸貸借料金検討会議を開催することとしております。これを踏まえ、借手側の代表者による事前協議を本年8月20日に行いました。この事前協議では、あいち海部農業協同組合の仮渡価格が銘柄によってまだ確定されておらず、根拠となる算定方法のみの確認で終わりました。

本市としましても、この協議の場におきまして、米の価格に見合った貸貸借料金を提示していただくよう意見を述べました。また、本年9月11日におきまして、貸手側の代表者にお集まりいただき、各地区の算定方法をお伝えし、協議を行っております。このように、農地貸貸借料金検討会議の本番を迎える前の段階で話し合いを重ね、双方合意の上で会議当日を迎えていただくことを考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 農家イコール大半の地主さんですが、今まで固定資産税と土地改良区の経費を払うと、もらう、いただく賃料よりも多くの経費を払って、赤字続きで延々とやってみえた。それは決められたことだから仕方がないと思って諦めてみえた人が大半ですよ。

去年1年間、私が貸貸借料の件で一般質問させていただきましたら多少の動きはあったみたいですが、ぜひとも、たまたまこれをやっておるときに、これぐらい米の価格がもう暴騰しましたので、少なくとも少しの恩恵は米農家さんというか地主さんへある程度ちゃんと回るように、そのような行政をやっていただきたいということをお願いをしておるわけでございます。

それで、市長として農家、地主に対してどのようなことを対応されるか、お考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨今の農業に対する情勢は依然として厳しい状況であることは十分把握しており、農業が私たちの食生活に必要な生産基盤であることや、この地域の主力産業であることを常に思っております。

農地中間管理事業に伴う貸貸借料金につきましては、先ほど担当課長が申しあげましたように、農地貸貸借料金検討会議の開催前に、借手側と貸手側双方の代表によって話し合いを重ね、貸貸借料金を定めていただければと考えております。そして、農家に対しまして、農業の体質強化とする収益性を向上させる支援制度を国や県、本市からも引き続き行うことで、農業生産性の向上や貸貸借料金に対しても反映されることを期待しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） このぐらい米が高いわけですから、そのお金がどこかに偏って入らないように平等にといいますか、恩恵は必ず農家、地主さんにも行くような政策をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

通告に従い質問します。

J R・名鉄弥富駅自由通路事業について。

長年にわたり市民から多くの疑問と反対の声が寄せられているJ R・名鉄弥富駅自由通路事業について、その妥当性と計画性に強く異議を唱え、改めて質問します。

これまでも本事業については繰り返し指摘してきましたが、市民の声が反映されることなく、市側は問題ないとの答弁が繰り返されるばかりでした。そもそもこの事業には3つの点で重大な疑義があります。

1点目が都市計画の整合性と事業の費用対効果について。本事業は特殊な都市計画道路と位置づけられていますが、道路ネットワークから切り離された孤立した道路です。この自由通路を都市計画道路として決定した後に駅の北側の都市計画道路を廃止したことは、都市計画としての整合性を自ら否定するものではないでしょうか。

また、南北分断の解消という目的は、こんな多額の費用をかけなくても既存の踏切に歩道を設けることで十分達成可能だとみんな言っています。市民からは、仮に莫大な費用を投じるのであれば東西の踏切を立体交差化し、自動車も通行可能にするほうがはるかに費用対効果が高いという声がいまだに多数寄せられています。

2点目は、事業方式の選択の間違いです。国土交通省の資料によれば、自由通路の整備には複数の方式があります。なぜ市が事業主体となり、ほぼ全額を負担する方法を選んだのでしょうか。近鉄弥富駅の整備事例のように鉄道事業者が主体となり、市が補助するこの方式こそ本事業の本質に最も適していると考えますが、その選択をしなかった理由は不明です。

3点目、市民意見の反映と事業の妥当性について。これまで市民や議会からの指摘に対して市は問題ないを繰り返すだけで、事業計画に一切反映されてきませんでした。地方自治の

本旨に基づき、市民の意見を真摯に受け止め、事業の妥当性を再検討することが真つ当な行政の責務ではないでしょうか。

市民の皆様の意見に対する市の見解を明確にするとともに、今進みつつある本事業の具体的な妥当性について改めて伺います。

まず1点目です。

工事協定と設計図書・内訳書について。

本事業の工事協定に至る前段階で、弥富市は何千万円もの委託料をJR・名鉄それぞれに支払い、基本設計を行わせています。通常、この基本設計に基づき工事の詳細を示す図面、金額の内訳書が作成され、この基本設計を発注している市がこの成果品を受け取るのが当然の流れです。しかし、情報公開請求をしてこれを見たいと言ったのですが、市は受け取っていないため公開できないと、存在しないと回答しました。何十億円もの公金が投入される事業で、発注者である市が設計図書や金額の内訳書を持たずに工事協定を結ぶことは常識的に考えてあり得ません。この状況は、もう一つは市民に対する行政としての説明責任を放棄しているに等しいのではないのでしょうか。

工事協定書や覚書に添付されているA3サイズの概略図以外に工事の詳細な図面や金額の内訳書は、弥富市の行政文書として存在しないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和4年4月1日に東海旅客鉄道株式会社と締結した協定書には、協定箇所図と施行・財産区分図として平面図、屋根伏図、立面図、断面図、土木・電気図、支障移転図、用地図、計画平面図、工程表及び工事費概算額調書、計画予算書が添付されております。そして、同日、名古屋鉄道株式会社と締結した弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書には、位置図、計画平面図、工程表、事業費内訳書、事業費負担額算出調書が添付されております。

また、事業の計画段階においては、鉄道事業者による調査設計等の委託業務により作成された図面を基に鉄道事業者との協議等を進めてまいりました。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問します。

協定書は、私、情報公開請求して入手したので見ています。質問したのは、あのA3の図面しかないということを確認したということなのです。

一方では、今、鉄道事業者に委託した図面を基に協議をしたというのは、A3の図面以外に詳しい図面が存在しているということでしょうか。じゃあ、なぜそれを受け取らないのですか。例えば市の内部で協議、説明するときに必要なじゃないんですか、再質問します。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。



○都市整備課長（三輪秀樹君） 鉄道事業者と実施した協議等の議事録には、これまでに実施した委託業務で作成された図面が添付されておりますが、行政文書を開示する段階におきましては、鉄道事業者への意見照会等により図面等には鉄道施設に関する内容が多く含まれ、安全上の問題等に支障が生ずるおそれがあるため、不開示とさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 情報公開のときに課長に聞いたら、これだけですということだったので、ちょっと今の答弁とかみ合わないの、ちょっとそれは今後、情報公開が適切だったかということを含めて協議したいと思います。

再々質問です。

でも、結局何十億もの公金を支出する事業の発注者ですよ、弥富市は。その詳細を把握するために重要な書類を自ら保有して公開できないというのは、発注者としての責任を放棄していると言われても等しいと思います。あくまで都市整備課として、あるいは建設部として、何十億これ使ったのはこういうふうに適正だということを自ら説明する必要があるんです。その説明のためにその図面は公開すべきじゃないですか。もちろん公開できないところを黒塗りにすることは当然のことですがその図面は公開すべきじゃないんですか再々質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど申しましたとおり情報公開時には当然黒塗りにして公開はしております。また、市民の方、議員の皆様にも公開しております説明用の図面につきましては、鉄道事業者等と調整の上、必要な部分のみを使って資料を再加工して説明をさせていただいております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっと今、3回目の最後の再質問ですけど市民の方は聞いていて分からないと思うんですけどそれはA3じゃなくっていわゆるA1サイズの図面が何十万、何百枚も実際には存在しているってことでしょうか、ちょっとそこはきちんと答弁してください。課長が言っている図面というのは、どのレベルの図面が何枚ぐらいあるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 枚数はちょっと確認できませんが、鉄道事業者と協議の場で担当者等の打合せの場で提出されたA3サイズの図面でございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 次へ行きますが、今のA3ということですね。

2番目、JR・名鉄弥富駅自由通路工事と公共工事の原則についてたゞします。

例えば新市庁舎なんか分かりいいですが、学校でもそうですが、一般的な公共工事では、市が委託した設計図面と積算明細を作成し、適正な金額で入札を行うことが原則です。しか

し、今回のＪＲ・名鉄との工事協定は、これらの原則から大きく逸脱しています。発注者である弥富市は、先ほどのように詳細な図面を持たず、何十億ともかかるのに、工事の内容や仕様、さらには品質の判断まで事実上ＪＲと名鉄に委ねているのが今の質問で現状だと確認できました。これは公金の使い方として極めて不透明であると言わざるを得ません。

そこで、市民の皆様が納得できるよう、以下の２点について明確な答弁を求めます。

工事の仕組みと確認体制について、今回の工事はどのような仕組みでその内容や仕様、そして最終的な検査が適切に行われることを確認しているのでしょうか。そして、法令遵守の根拠について、今回の工事が地方自治法や建設業法といった公共工事の原則を定めた法令に照らして合法的なものであるとする理由を具体的に説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路等整備事業は、本年の積年の課題解消を目的に、道路施設となる自由通路を列車を運行させながら鉄道敷地内に建設するために、鉄道事業者から調査設計等を委託して実現可能な整備手法や仕様等を計画してまいりました。これまでの議会等においても説明しておりますとおり、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路等整備事業は、他の一般的な公共事業とは異なり、鉄道事業者が所有・管理する鉄道軌道内を含む敷地及び施設内において鉄道運行の安全性の確保が強く求められ、設計や施工方法においても高度に専門的な考慮が必要であり、設計・施工が行える業者も限られること等、非常に特殊性の高い工事でございます。そのため、この事業における本市の執行体制といたしましては、建設工事公衆災害防止対策要綱におきましても、この特殊性に鑑み、やむを得ず直接軌条、架線等に接触するような工事は他の工事のために必要な工事であっても、軌道の安全確保の点から原則として鉄道事業者から委託すべきであるとされていることから、事業主体である弥富市が鉄道事業者から工事を委託することにより、安全で確実な事業を実施しているところでございます。

このような委託工事につきましては、平成20年12月25日に国土交通省関係局課長、ＪＲ各社工事関連部長、日本民営鉄道協会土木部会長の間で交わされた公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せにおきまして、事業実施主体と鉄道事業者が委託工事に関し取り組むべき事項として記載されており、全国的にこの申合せに基づいて委託工事が実施されております。

この申合せには、工事施工協定締結時、年度協定締結時、鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時、年度協定に係る概算払い時、各年度協定の清算時のそれぞれの時点で取り組むべき事項が上げられており、その中で鉄道事業者から提出される資料が決められております。

また、鉄道事業者と令和４年４月１日に締結いたしました工事協定書等にも、工事の執行に当たり相互に公正性、透明性の確保に努めることとされており、完了検査を含む事業を進

める各段階において申合せに記載された関係書類の提出を求め、その内容を確認し、不明な点は鉄道事業者を確認しながら事業を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 細かく説明していただいたんですが、正直私もこれだけ専門用語が並ぶと理解しかねるところがありますので、また議事録をホームページに公開しますので見てください。

工事の特殊性、鉄道工事の特殊性や、今、費用負担協定、国とか鉄道各社との申合せについて説明していただきましたが、あくまでこれは近鉄のときのような補助事業ではありません。補助じゃありませんので発注者としての市の責任の果たし方については今の説明では疑問が残ります。

再質問ですね。私が情報公開した資料は透明性資料だと思います。申合せ、内容を確認してやっているということなんですが、この事業の仕組み、分かりやすく言えば出来高払いです。A3の漠とした図面があって、年度初めに1億2,000万JRの口座に弥富市は払い込んでおいて、JRが電柱を立てますよと。電柱を立てて架線を替えなきゃいけませんよという協議が一応事前にされた上でやると思っているんですが、それについてはちょっと、今回先ほど加藤議員の質問にあった電柱とか、あとまたぐやつですね、あれが着工前に承認を求められたかどうか、それは今やはり聞きたいと思います。

その上で、これ何度も言いますが出来高払いなんです。やった分だけ払いますよということなんです。だから、スイッチ1個、電線が1メートル全部やった分だけ払いますよってことなんです。実際に大半それで出ています。だけど、なぜか基礎工事とかそういうのになると一式になっていて、本当は鉄管が幾ら、手間がどれだけという内訳があるはずなんですけど、それが情報公開では出てきませんでした。

もう一回言いますが、要はこの枠内で1億2,000万の範囲内でJRあるいは名鉄が計画をして、弥富市の課長に、課長か部長か分かりませんが承認を求めて、それが書類なのか口頭なのか、いいですよと言ったらやる。やったら、例えば交通指導員とか電車何か指導員が2人のつもりだったけど、3人実は必要になりましたと言ったら3人払うんですよ、出来高ですから。

まず最初に今回の資料を分析すると、通常の工事と違ってJRあるいは名鉄が計画をし、いわゆる下請とは言いませんが施工業者に発注をし、その施工業者から出てきた請求書を見せて、これだけ払ったから弥富市さん払ってくださいね。それで、弥富市はそれを検査して、はい、払いましたという、そういう方法でいいですよ。確認の再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 工事を進める上で、一つ一つこれをやっていいか、あれをや

っていいかという確認がＪＲ・名鉄から上げられるものではございません。承認を一つ一つ受けて実施されるものではございません。

先ほど部長が説明いたしましたとおり、そもそもが鉄道委託工事、こちらは普通の工事とは違って鉄道委託工事でございますので、事業主体である弥富市が鉄道事業者に関わる設計ですとか発注、施工管理、品質管理、全ての工事を鉄道事業者に委託しておるものですので、一つ一つ確認の上で進められるものではございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 今の答弁に対する再質問です。

だから、悲しい確認ができたんですけど、例えばこの電柱を立てて300万かけてやらなきゃいけないということについて、ＪＲは何も言わずにやっちゃってから請求してきたと。ほかのことも含めて。だから、私の元公務員の常識としては、ほかに方法はないのかと、その方法が最も安いのか、常にそれを考えていますよね。

ちなみに、課長が工事契約できる金額は10万円でしたよね。部長が100万円だったかな。副市長決裁でできる工事は200万円なんです。皆さん、各課長さん、今ここに居並んでいますけど、いや、給湯器が壊れたから直さないかんというときに、その給湯器1個の値段が幾らで工事が幾らでということを引きょうきょうとしてみんな予算執行しているわけですよ。金がないからなかなか、さっきの社会教育センターのトイレも、いまだに金がないから洋式化できないんです。だけど、これはもう最初に、A3ですよ、A3の図面で、あとはＪＲが名鉄がやることだから、もう全部やっちゃったもの、やっちゃったものは全部払うという今の答弁に対する私の確認については間違っていないでしょうか、確認の答弁を求めます。間違ったら間違ったと言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 出来高なのということ。

○１１番（佐藤仁志君） 出来高払いをしちゃう。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど申し上げましたとおり、一般的な工事は市が発注する工事とは違って、こちらのほうは鉄道委託工事というところを何回も説明しておるつもりなんですけれども、それに対して鉄道事業者が進められる工事に対して、うちは負担金もしくは委託料をお支払いするというので、年度ごとに出来高に対してお支払いするものになります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） ということを確認して次の質問に行きますが、ですから次の質問の冒頭になるわけですね、3番目ですね、工事費の支払いの方法と市の責任について。

もう一回確認しますが、通常の工事とは違うと今課長は認められました。ＪＲ・名鉄自由

通路の工事費の支払い方法は、通常の公共工事とは大きく異なります。年度初めに工事費、昨年であれば1億2,000万ですかね、前払いをして、その3月31日に精算を行うと。実質的にJRが事業の主体となり、市が従属する形になっています。このような契約形態は、地方自治法の観点から極めて異例であり、市の主導権が完全に失われているとしか思えません。さらに、この協定には公共工事では異例の損害の2倍を支払うという条項が含まれています。これは鉄道会社に一方的に有利な内容であり、市民の税金がもう際限なく流出するリスクを抱えていると同時に、際限なくと僕が言ったのは、確かに40億かな、上限額は協定額にあります。だけど、その中身が先ほどの加藤議員の質問にもあったように、何に使われているかは全て市民から見たら本当に要るのかなあということ。だって、一方では社協センターのトイレを洋式化することができないぐらいうちはきゅうきゅうなんですよ。

市民の税金が何に使われるか分からないリスクを抱えていると同時に、市の財産を守る義務を市長自らが放棄しているのではないのでしょうか。市の財産を守る義務を負う市長として、なぜこのような不平等な支払い方法と違約金条項を認めたのか、その具体的な理由を明確に示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど担当部長が答弁いたしましたとおり、JR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業は他の一般的な公共工事とは異なり、全国的に自由通路整備事業を実施している自治体と同様に、建設工事、公衆災害防止対策要綱や公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づき、鉄道事業者に工事を委託することにより、安全で確実な事業を実施しております。

また、工事委託料等の支払い方法や違約金につきましても自由通路等整備事業を進めるために鉄道事業者と締結しております工事協定等に基づくものであり、JRとの協定書第16条には損害の負担について、自らの責めに帰すべき事由により工事の中止された場合において相手方に損害が発生した場合には、原状回復に要する一切の費用及びその他本工事が中止に至らないものと相手方が信頼したことに伴う全ての損害額の合計額を2倍した金額を損害賠償予定額として負担することとされております。

これは、本市と鉄道事業者双方に適用されるものであり、この条文につきましては他の自治体の協定内容を参考にしながら、事業が停滞することによる双方の損失を鑑み決定したものでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 質問は通告してありますので、市長は今答弁書を読んでみえるんですが、再質問です。

市長として、もちろん国の要綱とかJRの何とかがある中で交渉した上で、弥富市にとっ

て最も有利な方法というか、弥富市長として弥富市民に説明ができるようなJRとの交渉をした上で、この2倍条項とか、この工事費の支払い方法とかそういうことをすべきであって、今の答弁というのは仕方がないよねというふうには私には聞こえません。それで私は、私は私なりに今これ勉強しているんですけど、一般の市民の人に分からないと思うんです。なので再質問です。

今の答弁書じゃなくて市長の言葉で、今のこのこういう方法でしか支払いができない、2倍条項は仕方がないんだってことを市民に向かって御答弁願います。再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど申し上げましたが、この工事は他の一般的な公共工事とは違うということでございます。鉄道事業者との工事でございますものですから、特別なルールだと私は思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再々質問をお願いします。市長。

特殊だということは僕も調べて分かっていますよ。特殊だけど、社協センターの便器が20万かかるか30万かからないと替えられないわけですよ。だったら、この200万、300万、400万というJRの工事についても、公共工事で弥富市のお金、もちろん補助金は入っていることは認めますけれども、である以上、きちんと本当に必要なのか、ましてや先ほど加藤議員のあったように、見えなくなっているのがちゃんとできる、できているかどうかというのを確認するのが当然だと市長はお考えになりませんか、再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど来申し上げておりますように他の公共工事とは違うということございまして、これまで多くの自治体がこの鉄道事業者と事業をしていると思いますが、その多くの自治体と何ら遜色ない市の今事業を進めている状況でございますものから、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） この問題についてはこれで最後にしますが、今の質問、答弁で、安藤市長に票を入れた皆さん、市長を支持している皆さん、あるいは市長としてこの弥富市を預かっている住民の人が、住民の人に分かる言葉で僕は説明してほしいんですよ。ちょっと今のは仕方がないよねというふうには私には聞こえなかった。私の見方が悪いんだったら、また反論していただければいいですよ。

4番目行きます。

補助金減額の理由とその後の対策について。

本事業において補助金が5,000万円でしたか減額された令和7年度、市長はその理由を国

の補助金制度の観点からどのように分析されていますか。また、以前の答弁で、やり取りの中で、国に陳情すれば補助金がこれ以上にもらえるような増額されるとされていました。大変期待しているんですが、その後の陳情の成果について具体的な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業は、国の補助金である防災安全交付金のうち、都市・地域交通戦略推進事業のメニューを活用して整備を進めております。防災安全交付金を活用した事業は社会資本総合整備計画を策定し、その政策目標を実現するために計画的な枠組みの支援の中で事業が執行されております。しかしながら、国庫補助金額は国の予算配分や交付を要望する自治体数、要望額等により毎年度内示率が異なり、国においても厳しい財政状況の中、要望どおりに予算が確保されない場合がございます。

本年7月に堀岡議長とともに関係省庁への要望活動を行い、自由通路整備及び下水道整備事業について、来年度以降の財源確保について、事業の必要性、重要性等をしっかりと説明し、要望してまいりました。

補助金の確保につきましては、国に陳情すれば補助金が増額されるというような簡単なものではございませんが、補助金を活用した事業につきましては引き続き強く要望してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 6月の議会で5,000万円の減額の話が出たときに、委員会室で市長は、国会議員等もあるし、陳情すればそれ以上が出るかもしれないということ言って、みんな安心したんですよ。期待したんです。完全に期待したんです。だけど、今の答弁、これは通告してある答弁なんですけど、令和7年度については補助金の増額には至らなかったということでしょうか。ちょっと今の答弁でははっきりしていません。

再質問ですけど、仮に増額に至らなかったということであるならば、あのときの市長の答弁は、補助金が市長が行けば増額されるという期待を持たせたという、見込みが外れたという事実を率直に認め、市民に対して謝罪すべきではありませんか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど答弁申し上げましたのは令和8年度の予算についてでございますので、令和7年度については、私は今回、省庁のほうに要望しておりません。次年度以降の予算につきまして、堀岡議長と共に要望してまいりました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） もう7年度は無理なんです。だけど、まあ何か私が見た感じでは、みんな安心したというのか期待したと思いますよ。

実は、その補助金がもう今は全額つかないなんてことは、私はこの問題が発生した頃から

何度もここでも言っているわけで、だからやめておきなさいと言ったんですけども、このままいくと際限なく今後も恐らくこの補助金が厳しいというのは変わらないと思います。だからあのときも言ったんですけども、弥富市の市政運営、この厳しい状況を考えたら、やはり橋上駅をやめて地上駅にするとか、そういう根本的な対策をしない限り、このままずるずるといったら弥富市の市政運営に大きな影響を及ぼすことになると思いませんか、市長に再質問します。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議会でお認めいただきましたこの事業でございますものですから、しっかりとタイムスケジュールに沿って進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 議会にかずけるようなことは言わないですよ、あくまで市長として市民に対して説明責任があると思いますよ。

5番へ行きます。

ちょうどそこがつながってくるんですが、5番目、JR・名鉄弥富駅自由通路事業における意思決定の不透明性について。

JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業は本市最大級の事業です。しかし、その意思決定プロセスは極めて不透明であると言わざるを得ません。情報公開請求によって得られた文書からは、市長や副市長への報告、決裁記録がほとんど見当たらず、多くの案件が部長決裁で進められている実態が明らかになりました。

市長は、この巨大事業がどのように計画され、誰がどのような会議でどのような意思決定を行ったのか、その詳細なプロセスを把握していますか。この事業の真の責任者は誰だと認識していますか。

また、市長は最終的な意思決定者として、この事業の進捗管理や問題の把握をどのように行っていたか具体的に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業における整備手法等につきましては、これまでも議会等で説明しておりますとおり、本市の積年の課題であります鉄道で分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障害者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的に、これら全ての目的を一度に解消することができ、早期に効果発現が期待できる最善の整備手法であると考え、国の定めたルール等に基づき事業を進めてまいりました。

この事業の計画段階におきましては鉄道事業者から様々な提案や問題点等が出され、それについて担当課から説明等を受け、事業化に向けた議論を重ねてまいりました。そして、事



業内容や整備費用について大きな判断が求められる内容につきましては、市の幹部会に諮り決定をしております。

また、この事業につきまして議会へ報告する内容につきましても、報告すべき内容を担当課と十分精査し、検討した上で報告し、事業を進めております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 通告してありますので答弁書を読んでいたんですが、ポイントは、担当課から説明を受けた。それから重要なことは市の幹部会に諮り決定していますとの答弁ですが、市長として具体的にどんな説明を受けたのか、それから幹部会に諮り、どういう決定をしたのか、具体的に市民に分かりやすく答弁してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 事細かになかなか覚えてはおりませんが、この整備事業の必要性と、また整備手法等JRと協議した上の内容でございまして、幹部会にもそのようなことでしっかりと諮って進めております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私がもう議員になってから、ずうっと情報開示請求をしながらどうやって市長に説明しているのかなと見てきたんですが、全くないんですね。だから、今市長がちょっとはっきり御答弁できないのは、多分なかったとは言いませんけれども、具体的にこうこうこうで、市長が自らこの事業を差配したというふうには思えません。

私がここにこだわっているのは市民の方からいろいろ聞かれているんです。この事業は大丈夫なのか、市長はどのように指揮命令、監督しているんだと。だけれども、この今の市長の答弁は、市民が抱く根本的な疑問に答えているとは思えません。

白紙委任状ということは非常に汚い言葉だとも思いますけれども、ただ現実にはA3の図面だけで内訳書も詳細図面も持たず、交渉しているときに、そりゃあ部長や課長は私が弥富市長の全権委任大使だからね、私が見たから私が認めますということなんですか、ちょっと金額が違いますよ。それで、JRに対しては1億2,000万、331にたった百数十ページの書類で、はいオーケーと判こを押して認めているということです。

なので、本当に市長が立派なことをやってこられたと思います。その中で、この事業はやっぱり何だかんだ言って一番大きいじゃないですか。だから、もう一度市長に自分の言葉で答えてほしいんですよ。この事業について、市長としてしっかりと今後無駄遣いはさせない、JRについてしっかりと自分自身が見ていくと。だって向こうは、結局来るのは部長、だって決裁は部長だしね、来てもせいぜい部長ですからね。それは、向こうのほうとしては、安藤市長は何も見えないんだからいいよねってことになりませんかということです。なってもらっては困るので。そういう意味で市長の決意について求めたいと思います。いや、これ

はもう国が決めたシステムで、JRへは何言ったって聞かないからと言うんだったら、私は市長として市民に対して謝罪していただきたいと思います。どちらでしょうか、きちんと市長の決意を言っていただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで同様でございまして、しっかりと注視して見守ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） この件については今後もしっかりと見させてもらいます。

じゃあ、次の大きい2番へ行きます。

幼児教育の本質を見据えた質の高い保育について。

今、世界的に主流となっている幼児教育の理念は、子供が安心して挑戦を繰り返すことを重視しています。今日の質問ですけど、全部これ、ちゃんと文部科学省、こども家庭庁、それから大学の先生の発言を要約して言っていますからね。

子供自身が遊びや生活の中で主体的に考え工夫し、自ら学ぶ力を育むことを目的としているこどもまんなか社会です。

じゃあ、ちょっと書画カメラ1お願いします。

今回、保育所民営化、こども園になるときに幼稚園の要素が加わって、読み書き計算、体育、鼓笛が今までよりやってくれるからいいよねという声は多分あると思います。漠然として。だけど、それを僕は否定はしません。僕自身が否定する立場でもありません。だけど、今の世界的な潮流としては、国際比較では日本の子供たちは自己肯定感が低く、いじめが多いといった課題が指摘されています。いわゆる子供のウェルビーイング、幸せな状態が十分に保障されていません。その一因として大人中心の押しつけ教育が上げられています。

幼児期の本質というのは、習い事のような特別な指導じゃなくて子供主体の遊びにあります。非認知能力、これを今日ぜひ皆さん見て、御自分のお子さんやお孫さんを見ながらここを考えて行ってほしいと思います。

認知能力というのは、さっき読み書きとか体育とかですよ。そうじゃなくて、今本当に必要なのは対人関係、子供が自由に遊ぶ、それから友達と一緒に遊ぶ、工夫する、やるというところから意欲、自尊心、粘り強さ、自己制御、人と関わる力というのは、まさしくこのゼロ歳から小学校へ上がるまでのこの幼児のときにとっても大事なんです。むちゃくちゃ大事です。もうこのときを逃したらないと言っても過言ではないと、これは大学の先生が言っているんですけどね、なんです。

特に今回、分かりにくい話が1個あって、性被害の問題が今、幼稚園・保育園の問題になっていますよね。だから、嫌って言えること、嫌々に対して嫌って言えるということ、ち

ちゃんと親も保育所の保育士も、保育所も役所もですけど、嫌と言えることがとても大事なことです。遊びの質のポイントもそこです。みんなで一緒にもう並びなさいとか、みんな一緒に整列しなさいじゃなくて、みんながちゃんと遊べるということが大事なことです。

通告してある幼児期の教育の本質は、子供主体の遊びの中で育まれる非認知能力にあることを市民全体で共有していくことが不可欠です。こどもまんなか社会の、これは国が言っていますからね、理念に基づき、習い事に惑わされることなく、子供主体の遊びを重視する保育の本質を市民に広く周知するため、この重要性について市はどのように広報・啓発を行う考えですか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の保育は、子供一人一人の発達の段階や個性を尊重し、遊びを通じて自己肯定感や主体性、協調性、忍耐力といった非認知能力を育むことについて重要と認識し、実施しております。市民に対しては、保育所等での遊びを通じた保育の様子を市ホームページにあります「子育てするなら弥富市へ」内の子育てアルバムや、市広報紙の「保育のひろば」でコメントとともに写真を掲載するなど広く周知をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 弥富市の公立保育園は、私は非常に信頼をしています。ちょっと働き過ぎじゃないかという点はあるかもしれませんが、やはりそんな英才教育に走らずに、みんなが、「わちゃわちゃ」という言葉があるみたいですけど、わちゃわちゃと仲よくやっているというのは本当に素晴らしいと思います。なので、さっきのホームページとかチラシだけじゃなくて、やっぱりいま一度現場の保育士さんに待つこと、子供たちを待ってあげて子供たちの自主性を尊重するんだよということをいま一度、いわゆる児童課として重要だよと。それを直接保護者の方、むしろ保護者の方こそ子供のことを待てないんですよ、共働き家庭はね。そういったことを部長として、あるいは課長として現場に言ってあげてほしいと思うんですが、今のが再質問です。

そういったことを言ってあげられないでしょうかという再質問ですが、短くの答弁で結構ですけど。そういう、これからは習い事じゃなくて遊びをしっかり待ってあげる。嫌々を聞いてあげるということが保育所でも大事だし、家庭でも大事ですよということを、やっぱり直接僕は保育士さんから保護者さんに伝えてあげるのが一番効果的だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の保育の目標として、やはり子供の成長のために大切なことを見守りながらやっていくところを保育士が現場で一生懸命やっております。

ます。そういう中で、また保護者の方ともいろいろコミュニケーションを図ってやっておりますので、その点はしっかりできているかなと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

じゃあ2番行きます。

保育の質向上と専門家による検証体制の構築について。

子供の遊びの質は、保育者のそういった、今言われたような専門的な働きかけや環境設定に大きく左右されます。ポイントは、子供への威圧的な言動や強制的なしつけですね、関わり方は心身に深刻な悪影響を及ぼしかねません。これは大学の先生が言っているんです。

保育者が子供の発達段階や興味に応じた遊びを豊かに広げられるよう、市としてどのような研修プログラムを充実させていくお考えですか。

また、不適切な保育を根絶し、保育の質の継続的な向上を図るため、園内での対話や総合評価の仕組みの導入など、具体的な支援策についてお聞かせください。

子供への威圧的な言動や強制的な保育を根絶するために、園内での対話や総合評価による仕組みを導入するなど、保育の質の継続的な向上を図るため専門家による検証体制の構築が必要です。子供が自分で考え工夫をする、そういう教育への転換を進めるに当たり、幼児教育や保育の専門家が第三者の視点から客観的に指導・助言する体制を具体的にどのように構築していくお考えですか。

また、その取組が子供たちの健やかな成長に与える影響を客観的に評価するための検証体制について、以上の個別具体的に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、これまでも保育士の研修機会の充実や園内環境の改善などを通じて保育の質の向上に取り組んでまいりました。このような中、社会的なニーズの多様化や支援が必要な児童の保育、外国籍児童への支援といった新たな課題への対応も含め、より専門的かつ継続的な支援体制の構築が求められていると感じております。

今後におきましても教育・保育の外部講師をお招きし、保育実践に対する客観的な評価や助言を行う機会を設けることや、発達支援、虐待防止、保護者対応など専門性が求められるテーマについて研修の機会を増やし、保育の質の向上を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 3番行きます。

長時間保育における子供の人権と保育の在り方についてです。

幼稚園と違って長時間保育、朝7時台から夜6時台ですか、保育所では、その間に昼間の

中、短時間とはいえ集中する教育を適用することで、その子供にもよるとは思うんですけども、全般的に言えば過度のストレスと負荷をかける可能性があると言われていました。

長時間園で過ごす子供たちにとって園は家庭に近い場所であり、今までの保育所というのはどっちかというところだったと思うんです。長時間の子がゆったり過ごせました、実際に公立保育所は。

弥富市が進める民営化の方針が英才教育に偏りがちではないか懸念があります。これまでの公立保育所が持っていたゆとりが失われていくのではないかと懸念があります。子供の人権を尊重する上で、規律とか学力向上を求められるということは問題が生じないか、どのように認識していますか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保護者の就労機会の増加や就労形態の多様化により、長時間保育のニーズは年々高まっており、本市におきましても延長保育や土曜日の一日保育など柔軟な保育サービスを提供してまいりました。

また、保育の現場では、子供たちが一日を楽しく生活し、子供同士の触れ合いの中で意欲的に活動ができるよう環境を整え、子供の発達に応じた日々の計画を立てており、一日の生活リズムの中で豊かな経験ができ、友達との関わり方や人として生きるための様々なことを身につけることとしております。

なお、民営化に当たりましては、移管先法人には本市の教育・保育をよく理解し、本市が実施している教育・保育内容等を考慮しながら子供の健やかな成長に向け、さらに発展させるよう努めることと指示することから、教育と保育をバランスよく実践し、子供たちが安心して通園できる認定こども園になるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問します。

今から私が思っていることが間違っているか間違っていないかというか、認識が違うかどうかだけ後で答弁してもらえばいいですので。

私も子供を保育園に預けました。確かに9時から4時というのが大半といえば大半ですが、やっぱり弥富の公立保育所というのは長時間の子たちがゆったりと過ごせるようになってきたと思うんですね。やっぱり子供も集団ですから、何というのかな、子供がストレスでかちかちになっちゃうとほかの子も影響を受けるので、僕は弥富市の公立保育所は全然いいと思っているんですよ、そういったことがないように、子供たち、長時間の子も短時間の子も目配せしながらゆったりと保育をしてきたと思います。

まだ民営化が始まってまだ半年たっていませんので、すばらしいこども園になっているのをお前は願っていますけれども、やはり幼稚園を核として延長保育というのなのか、や

っぱり保育所はあくまで長時間保育が原則で短い子もいるよねという意味でいうと、やっぱりよく今後、弥富市として、その移管法人さんとはコミュニケーションを取っていただきたいと思いますし、コミュニケーションは取っていると思っていますので、それで間違いないですね。答弁簡単で結構です。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 4月からのこども園さんのほうとはしっかりコミュニケーションを取っておる状況でございます、日々こども園のほうとも情報交換をしながら、何かあればまたこちらのほうに報告いただくとか、そういうことで対応はしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 4番目へ行きます。

公立保育所の役割について。

ある愛知県の民間保育士の方が、そこも公立保育所の移管運動があつて、その反対運動の中で、公立保育所は公的保育のシンボルだというふうに実は本に書いています。公立保育所の保育を見れば、その自治体が子供たちや働く世代をどのように大切にしているか、その姿勢や思いが見てとれるからです。これはそのまま読んでいるんです。ある民間保育士の方は、公立保育所が家庭丸ごとを支えるようなせっぱ詰まった家族支援の必要度が高い家庭の受皿だったんだという事実を知ったと語っています。民間の幼稚園にそんな方は行かないし、あるいは民間保育所にも比較的行かないんですけれども、そこでは働くことや生きることが精いっぱい子育ての余裕のない親、そして、そんな親の顔色をうかがう子供たちがいました。ある母親は、私は親に心配されたことがない、だから誰かに心配してほしい。それが保育園の先生たちだった。お願いだから、これからはずうっと私たちみたいな親子を助ける保育園でいてくださいと言ったそうです。この言葉は、公立保育所が困難を抱える親子にとって最後のよりどころであり、何よりも安心感を与えてきたことを示しています。

困難を抱える親子が公立保育所に求めてきた我がまちに公立保育園があるという安心感を本市はどのように認識していますか。また、公立保育所が担ってきたこうした社会的弱者への支援という役割は民営化後も確実に引き継がれると考えますか。また、そのための具体的な方策として市の見解を求めます。

あわせて、本市の保育行政は、どのような家庭状況にある子供や保育者までを視野に入れ支援しようとして考えていますか。市民の多様なニーズに応えるため、公的保育の象徴である公立保育所が果たすべき役割について答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の公立保育所は、地域に根差した子育て

の拠点と認識しており、家庭と連携し、子供と家庭に優しい保育と支援に努めているところでございます。

本市では、公立保育所の民営化基本方針において、公立保育所の地域における子育て支援拠点の機能と役割を踏まえ、各小学校区等に1つの公立保育所を配置するよう配慮し、弥生保育所の令和10年4月からの民営化及び認定こども園化を目指し準備を進めているところでございます。

なお、円滑な民営化に向け引継ぎをしっかりと行うとして、保護者、代表者、移管先法人、本市による三者協議会を設置し、移管後の運営に関する諸事項について協議して合意形成を図ってまいります。

保育現場の引継ぎに関しましても保育士の入れ替わりに伴う環境の変化が考えられますが、移管先法人と共同で保育を行うことで、その影響の軽減に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 5番目、最後です。

弥生保育所の民営化について。

先日実施された弥生保育所の民営化に関する保護者向けアンケートは民営化の方針が既に既に決まっている前提で進められており、保育者の不安や懸念を解消するどころか市の都合のよい情報収集に終始しているようにも見受けられます。このアンケート結果からは重要な保護者が民営化について十分な情報を得ていない状況で、不安と期待が入り交じった複雑な心境であることが読み取れます。

市は、こうした保護者の声を真摯に受け止め、市民が納得できるまで丁寧な対話を続けるべきだと思います。アンケートの自由記述には、教育に力を入れてほしい、勉強の時間が増えるのがよいという意見が複数見られました。これは、保護者が民営化イコール教育的要素の強化と単純に捉えている可能性があります。しかし、市が示した資料には、保育所と幼稚園の本質的な違いや認定こども園における教育と保育のバランスが子供の生活にどう影響するか具体的な説明がありません。保護者の誤解を招くような情報提供にとどまっていますか。民営化のメリットだけを強調し、デメリットへの配慮が足りません。

アンケートの結果から民営化への深い不安や懸念が読み取れます。民営化への不信感として、虐待や事故が起きているのは私立の施設ばかりで信頼できない、民営化はしてほしくないといった直接的な反対意見が寄せられています。これは、公立保育所がこれまで担ってきた公共性や安全性に対する保護者の信頼が民営化によって揺らいでいることの表れです。市はこれらの声に対して形式的な回答しかしていません。

保育の質を求める声として、サービス拡大よりも質の重視という意見は、単なる利便性の向上だけでなく保育内容そのものへの懸念があることを示しています。市は、民営化のメリ

ットとして新たな保育サービスの拡充を掲げていますが、保護者はサービスの量よりも安定した質の高さを求めているのではないのでしょうか。情報公開と説明責任が一方的になっていませんか。

説明会やアンケートに出た質問に対する回答をホームページや配布物で周知してほしい、保護者が納得できるまでしっかり説明を行ってほしいという意見は、市の一方的な情報発信に対する保護者の不満を明確に示しています。さらに、公募の状況、選定委員会の審議の状況を透明性を持って逐次情報公開してほしいという意見は、民営化のプロセスそのものに対する不信感の表れです。市が提示する資料は、既に決定した方針を追認させるためのものであり、保護者が議論に参加し、意見を反映できるような双方向のコミュニケーションを意図していないように見受けられます。

このアンケート結果からは、保護者が民営化について十分な情報を得ていない状況で、不安と期待が入り交じった複雑な心境であることが読み取れます。市はこうした保護者の声を真摯に受け止め、民営化のメリットとデメリットを公平に提示し、市民が納得できるまで丁寧な対応を進めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 健康福祉部長の答弁をもって佐藤仁志議員の一般質問は終わります。

安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市民や保護者への説明の機会としましては、本年5月17日に市民説明会を開催し、6月7日の午前と午後には弥生保育所通所児童の保護者へ説明会を開催いたしました。その際、保育の現状と課題、保育所の民営化の手法、民営化に対する基本的な方針、弥生保育所の民営化実施のスケジュールなどについて説明をいたしました。

出席者からは、今後の手続やスケジュール、民営化後の保育士の配置、低年齢児の受入れ、市の関わり、メリット・デメリットに関する御質問がございました。その後、弥生保育所通所児童の保護者にアンケートを実施し、取りまとめ結果を報告させていただくとともに、説明会の開催概要を配付させていただいたところでございます。

なお、保護者説明会等での配付資料の中には、本市が予定している幼保連携型認定こども園の概要を掲載させていただいており、民間移管と認定こども園への移行に当たりましては、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うこと、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、保護者の保育ニーズの把握に努め、それに応えるべく保育サービスの向上を図り、保育サービスが低下しないようにすることを基本的な方針として御説明し、それについては質疑がございませんでしたので、理解が得られたものと考えております。

現在は民間移管に向けた移管先法人の募集中であり、その旨、市ホームページにて公開し、



弥生保育所通所児童の保護者にもお知らせしておりますので、今後も速やかな情報発信に努めてまいります。

○11番（佐藤仁志君） じゃあ以上で一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして2題一般質問をいたします。

1題目は、施設・設備の有効活用について、お伺いをいたします。

市民の皆様が集い、学び、楽しみ、また新たな活動を生み出す場所が公共施設であります。こうした営みこそが地域社会を潤し、まちに活気をもたらしてまいりました。そのためにも施設は十分に活用されていくべきであります。公共の施設だからこそある程度の制限も必要ではありますが、使用要件には幾つかハードルがあり、営利目的や営利企業では利用できない、個人の活動をするには厳しい、そのような声を市民から耳にいたします。

一方で、社会情勢は大きく変化しております。働き方が多様化し、副業や個人事業が広がる中、教室や講座を開きたいという市民の需要は高まっております。やとみつけに登録している者の中にも個人が多く含まれております。また、企業にとっても地元で合同で打合せや研修を行える貸会議室の需要があると聞いております。

こうした時代の流れもある中で、本市の公共施設が使いにくい、硬直的だとの印象を持たれることは地域の発展にとって大きな損失ではないかと考えます。

第2次弥富市総合計画後期基本計画で取り組むべき主要な施策として、市民が参加したくなる楽しいイベント等の開催とあります。また、こうしたイベントの開催に当たり、広く適切な場所の確保は重要課題であり、公共施設はその候補として十分適当である現状があります。私も以前、若い頃イベントを開催したこともありましたが、公共施設にはお世話になりました。その一方で利用しづらい面もありましたが、その中でもできることを模索して開催した記憶があります。

限られた財源の中で持続可能な市政を進めるためには、既にあるものを生かしていくことが求められております。施設と設備を最大限活用し、市民に開かれた運用とすることは、市民の生活とまちの活力を向上させていく取組であると考え、以下質問をいたします。

まず初めに、催物を開催する場合に会場として使用可能な施設は、屋内・屋外を含めていかほどあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 催物を開催できる施設といたしましては屋内施設では総合社会教育センター、TKEスポーツセンター、各コミュニティセンター、各農業振興施設及び産業会館で、屋外施設では三ツ又池公園、生涯学習施設である各グラウンド、都市整備課が管理する公園等が該当いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今御答弁いただいた施設で弥富市の各種お祭りやイベントが開催されているのは日頃より目にしております。

では、そのうち営利を目的とした使用が認められる施設はあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 生涯学習施設である各グラウンドにつきましては可能であり、三ツ又池公園や都市整備課が管理する公園等につきましては、条件を付して認めることができます。例えば、都市公園につきましては、夏祭りなど自治会が開催する地域のイベント等については営利目的での利用を許可する場合がございますが、個人や民間利用者等については、公園利用者への影響等を考え許可した事例はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 市民グラウンドでは、以前よりお祭りの際に販売がされているケースを目にしたこともありますし、三ツ又池公園では団体さんがイベントを開催しているのを最近目にします。都市公園においても今年ですかね、お祭りが開催された例があったかと思いますが、利用できるにしても公園に関しては条件があるということでした。

それでは、営利を目的とした場合の利用を許可していない理由はどのような説明になるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各施設の条例において営利目的での利用は許可しない旨の規定が設けられているほか、弥富市公有財産規則第22条各号で行政財産の使用許可の条件を定めている中に、営利を目的とした利用を許可する旨の規定が定められていないためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今御答弁いただいたとおり、各施設の条例において利用を許可しない項目の中に営利を目的とするときとあります。その一方で、弥富市行政財産目的外使用料条例があり、目的外の使用を認めた場合の使用料金に関して定められています。

そこで、お聞きします。

施設の目的外使用を許可する際の要件は何か、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 地方自治法第238条の4第7項に、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる旨の規定があり、許可に当たりましては、それぞれの施設が管理運営上、本来の用途または目的に合った利用に支障がないよう判断の上、許可を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 現状、それぞれの施設が判断、許可をしているということが分かりました。その中には目的として外されているもの、つまり営利に関わるものも含まれてくることもあるかと思えます。

イベント会場として考えられる施設として、今までの経験上、また施設の借りやすさという点で、文化広場、はなのき広場、三ツ又池公園など屋外は様々思い浮かびますが、屋内の施設は、総合社会教育センター、TKEスポーツセンターをはじめ少ししか思い浮かびませんし、先ほど御答弁いただいたとおり、基本的に営利を目的とした場合の利用ができません。しかし、総合社会教育センターやTKEスポーツセンターは天候に左右されることなく利用できるため、とても利用価値の高い施設のように思います。

使用料の差異をつけつつも、営利目的での利用化など施設利用の緩和を図る考えはないのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 弥富市公共施設の使用料適正化に関する方針の改定を踏まえ、一般の利用との差を設けつつ営利目的での施設利用は今後段階的に緩和する方向でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 各種団体が利用しやすいように、またイベントの価値を高められるような企画ができるように施設利用の緩和を進めていただきますようお願いいたします。

また、総合社会教育センターの前のはなのき広場ですが、利用の許可についての規定がなされていないように思われます。実際には今でもイベント等で使用されているとお見受けしますが、はなのき広場については、どのような位置づけ、扱いとなっているのでしょうか。また、今後どのように運用していくのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） はなのき広場は弥富市文化広場の施設であります。ちなみに、弥富市文化広場は、さくら会館、はなのき広場、市民グラウンドの各施設をもって構成されております。

はなのき広場につきましては、弥富市文化広場条例第4条第1項において「（はなのき広

場を除く。) 」と記載されているため、利用に当たって許可を受ける必要はございません。しかし、利用に当たっては事前にお話を伺い、弥富市行政財産目的外使用料条例に基づいて使用料を徴収するという運用をしております。

今後につきましても、市民プール跡地、さくら会館跡地を含め、現在のところ運用を変更する予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） はなのき広場も総合社会教育センターや文化広場と一体的に利用できる価値ある施設であると思いますので、利用許可については柔軟に御対応いただきますようお願いいたします。

次に、個人利用についてお伺いしていきます。

個人による施設使用は可能なのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 生涯学習施設におきましては、弥富市社会教育施設利用団体申出書を提出していただくことで個人での施設利用が可能でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 生涯学習施設では、団体登録されている方が個人では利用できないということでした。

そこで、個人がレッスン等の指導者、教える立場として、こうなるとどうしても営利になってしまうため、営利を含め利用できるようにする考えはないのでしょうか。

冒頭でも申しましたとおり、やとみつけに登録されている者の中でも個人営利登録されている方もかなりの数おられます。この方たちやマッチングを希望する方々がお互いに活躍する場をつくっていくことは、これからの地域郷土や地域共生への考えにも当てはまる動きだと考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現状、営利を目的として個人で利用可能なのは各種グラウンドのみであり、他の施設では営利を目的とした活動はできない状況にあります。しかしながら、市民ニーズの多様化や価値観の変化により、営利を目的とした活動をしたいという御要望に対し、それが可能となるような対応をする市町村も増えてきております。

今後につきましては、弥富市公共施設の使用料適正化に関する方針の改定を踏まえ、全体的に公共施設の利用許可の方針を見直してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 趣味や習い事、生涯学習も多様化しております。部活の地域展開の話もあり、その際、みんなが団体に所属するとも限りません。そんな中、一人一人が地域と

つながり、人とつながる場所として公共施設を利用していただくこともできると思います。ぜひ公共施設の利用について見直しを進めていただきたいと思います。

次に、企業利用についてお伺いしていきます。

企業が貸会議室として利用できる施設は存在するのでしょうか。また、その条件はどのようなものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 生涯学習施設と産業会館がございます。条件としましては、生涯学習施設では弥富市社会教育施設利用団体申出書を提出していること、産業会館では市内の企業の利用であることとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 企業からは、地元で合同で打合せや研修を行うのに貸会議室としてお借りしづらいとの声をお聞きます。より利用しやすい施設運営とする考えはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公共施設は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、利便性の向上により利用頻度が上がることは、施設の維持管理、運用の面からも望ましい姿であると考えております。

今後も利用者への影響のない範囲で市民、企業の皆様のニーズに寄り添いながら、全体的に公共施設の利用許可の方針を見直してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ぜひ市内企業や団体が貸会議室としても利用できるような運用をしていただきたいと思います。

次に、備品の有効活用についてお伺いしていきます。

本年4月より十四山中学校が閉校しました。閉校式にも参加させていただきましたが、多くの歴史や思い出が残っており、またそれが次の世代へと伝わっている、つながっている様子を肌で感じさせていただきました。今後は小学校の閉校や今定例会に議案でも提出されておりますが、各施設の閉鎖も予定されております。

そこで、閉校、閉鎖となった施設の物品の有効活用について、どのように取り組まれているのか、お伺いしていきます。

また、現存施設においても使用されていない物品が幾つかあるのではないかと市民の方より聞いています。そのような物品の有効活用についてどのように取り組まれているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 使用していない物品の有効活用につきましては、可能な限り有効活用ができるよう必要な物品を選定し、他の小・中学校をはじめ公共施設への移管等を行っております。今後は物品の売却も検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 閉校、閉鎖になった施設の物品に限らず、現に使用されていない物品についても有効活用できるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、各学校に設置されたエアコンについて、導入に当たり用途や条件はあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校の普通教室等に設置したエアコンは学校使用用途とし、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し整備いたしました。国の交付金を活用していることから、10年間は原則、他の用途で使用できません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 設置してから10年間は学校での使用と限定されているとのことですが、

ここで再質問なんですけれども、10年間学校に限定しての使用との答弁をいただきましたが、実際に市内の学校、とりわけ十四山中学校の跡地にあるエアコンは、何年までその縛りがあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯塚学校教育課長。

○学校教育課長（飯塚義子君） 処分には処分制限期間というものがございまして、補助事業完了後の翌年度の4月1日を起算日としておりますので、令和元年の4月から10年後の令和11年4月1日以降に移しても問題はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 令和11年までは学校での使用で、それ以降は学校以外でも使用ができるということが確認できました。

それでは、各学校の閉校後におけるエアコンの活用方法についてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 閉校後のエアコンにつきましては、他の小・中学校の特別教室等へ移設し、有効活用いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 基本的に学校での使用用途となることから、またエアコンが導入されていない小・中学校の特別教室があることから自然な活用方法だと思います。

それでは、十四山中学校跡地に今設置されているエアコンについて、その有効活用をどの

ように図るのでしょうか。そのまま使われずに放置しておくとう宝の持ち腐れになりかねませんし、こうした機械類は適宜適切に使用しなければ劣化してしまいます。また、他の学校においては故障しているエアコンもあると聞いております。有効活用してはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、十四山中学校の校舎に設置しておりますエアコンにつきましては、弥富北中学校を中心に小・中学校への移設を優先順位をつけ有効活用を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 特に、今まであって活用していたところがなくなったというのは理解を求めるのは厳しいと思っています。現状は、十四山中学校でいけば学校施設としての管理、もしくは使用していなければ問題はないという状況なのか分かりませんが、せっかく物として存在しているエアコンですので有効に活用していただきたいと思います。また、事務備品も教育備品もそうですし、また洋式トイレもほかの学校等で活用できるのであれば活用の検討をしていただけたらと思います。

既にある施設や設備を最大限に活用し、市民の生活とまちの活力を向上させていくことは、今後の持続可能なまちづくりとして重要な視点であると思いますので、取組を進めていただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、2題目に移ります。

安心・安全な情報ツールの利用に関して質問をしていきます。

今、私たちの社会はデジタル社会の中にあります。第2次弥富市総合計画後期基本計画も、社会のデジタル化等の社会情勢の大きな変化を踏まえて弥富市デジタル田園都市構想総合戦略を包含した形で策定されておるところです。個々人の生活の中ではスマートフォン一つで情報を簡単に入手できたり、世界中とつながることができたりなど便利さを享受しています。

その一方で、裏側には犯罪者が若者を狙って手を伸ばす暗い現実もございます。SNS上では「高額報酬」「簡単に稼げる」といった甘い言葉が躍り、その実態は違法な闇バイトであり、気づかぬうちに犯罪の加害者として利用されてしまうといった事案は、決して遠い都会の出来事ではなく、いつ我がまちの子供たちの身に起きても不思議ではない状況にございます。

加えて、誹謗中傷等の拡散をしてしまうことで、知らず知らずのうちに加害者となってしまう事例もございます。

また、災害や感染症の流行時には、真実と虚偽が入り交じった情報がSNSを通じて瞬間に拡散し、市民生活に混乱を招くことも現実の脅威となっております。

正しい情報を正しく届けることの重要性は、かつてないほど高まっていると感じます。こうした時代にあって私たち自治体が果たすべき役割は極めて大きいものであります。教育の現場で子供たちを守ること、市民に確かな情報を届けること、そして地域全体で安全・安心のネットワークを築き上げることが大切であります。

このような観点から、以下質問をさせていただきます。

まず、子供たちへのネットリテラシー教育について伺います。

昨日、平井議員からも関連した質問がございましたが、インターネットとSNSは、今や子供たちの日常に深く浸透し、絶え間なく情報が流れ込んでおります。そこには友人との交流や学びの機会といった明るい側面がある一方で、黒い影も忍び寄っています。

情報があふれる社会において、子供たちは何を信じてよいのか、どこに危険が潜むのかを判断する力を持たなければなりません。単に検索や操作の方法を知るだけでなく、一見便利そうな情報の裏にどのような危険が潜んでいるのかを考え抜く力を養う必要があります。本市の現状の取組、そして今後の強化策をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今の子供たちにとってインターネットは、まさに生活から切り離せない存在であります。子供たちへのネットリテラシー教育は、インターネットを安全に正しく利用するための教育として重要であり、タブレット端末を用いた授業や道徳や学級活動の時間に指導しております。

インターネットの脅威から自分の身を守ることや相手を不快にさせないため、また間違っただ情報に惑わされないためには、学校だけでなく家庭や地域での取組も重要ですので、連携を取りながら進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、SNSの危険性、特に怪しい求人、闇バイトの手口について、学校教育の中でどのように伝えているのか、お伺いします。例えば、荷物を運ぶだけで簡単に高収入といった誘いが実は犯罪行為の一端であることを知らないまま関与してしまう、こうした現実が子供たちを待ち受けています。

教育現場では、この危険性をどの程度取り上げどのように周知しているのかお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） SNSの危険性や怪しい求人、闇バイトの勧誘等については、具体的な事例を用いて指導しております。また、蟹江警察署に出前授業をお願いし、SNS利用に関するルールやマナーの指導、トラブル時の対処方法等、実践的で最新の内容を知る機会を設けております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。



○12番（江崎貴大君） 子供たちには具体的に知らせることで自分事として受け取ってもらえることと思いますし、何度も繰り返し伝えること、また成長に応じた伝え方をすることも重要だと感じます。被害者・加害者となる子供たちがこの地から出ないように、粘り強く取り組んでいただきたく思います。

また、こうした問題は学校だけで対応できるものではありません。地域や保護者、警察と連携し、情報を共有しながら子供たちを守り抜く体制が必要です。市としてこの連携をどのように構築しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市教育委員会では、平成26年に蟹江警察署と学校、警察、地域制度に関する協定を締結しており、児童・生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を進めております。

また、地域とは保護者や民生・児童委員、PTAや社会教育委員によって組織される弥富市青少年問題協議会が中心となり、蟹江警察署の指導の下、子供たちを取り巻く環境や被害状況等を共有し、その対応について意見交換を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 子供たちを社会の中で健全に育てていくためには、地域とのつながり、地域での見守りが重要なのは言うまでもありません。さらには、子供や保護者が小さな不安でも安心して相談できる環境がなければ問題は深刻化していきます。

いじめや不登校と同様に、インターネットを巡る問題も早期の相談と対応が肝腎であります。本市におけるそのような相談窓口について、子供や保護者が安心して利用できる体制が整っているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市教育委員会では、「あなたをひとりにしない」をスローガンに相談体制の充実を図っております。市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置しており、相談しやすい体制を整備しております。

また、それらに加え、学校以外で相談ができるやとみ子ども相談室「カラフル」をはじめ、電話や手紙、インターネット等を活用した相談窓口の紹介を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 知らず知らずのうちに犯罪に巻き込まれるような子供たちを生まないように、不安や心配なことがあった場合に早期に誰かに相談できるような、相談しやすいような環境整備を引き続きお願いいたします。

次に、高齢者の安心な情報の受け取りとして、特殊詐欺被害について伺います。

市内でも特殊詐欺の電話やメールが届いている状況が見受けられます。息子を名のる一本

の電話や未払い料金を告げる偽メールなどを信じ込んでしまったばかりに、積み重ねてきた財産や生活の安定が崩れてしまいます。被害者の弱みに付け込んだ悪徳な犯罪です。

市内での特殊詐欺被害と市として市民の不安を払拭するため、地域、金融機関、警察との連携をどのように図り未然防止と対応に努めているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 市内における特殊詐欺とSNS型詐欺認知件数は、令和6年は特殊詐欺12件、SNS型詐欺5件、本年は7月末時点で特殊詐欺8件、SNS型詐欺6件となっております。

対応策としましては、蟹江警察署と連携して高齢者等が集まるふれあいサロンで出前講座の開催や、海部南部防犯協会と連携して商業施設にて啓発品を配布する活動などを行っております。

また、国際電話番号を利用した特殊詐欺が増加していることから、警察と連携して国際電話の発信・着信を無料で休止できることや、その手続に関する申込書等を蟹江警察署等で用意してあることなどを市広報紙やホームページでお知らせをしております。

市担当課としては、年金支給日を中心に青色回転灯を装備した自動車等特殊詐欺被害防止の車両広報をしながら市内の金融機関等を中心に防犯パトロールを実施しており、また特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策機器の購入費用に対して2分の1、上限6,000円を補助しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 犯罪の手法もどんどん新しいものとなっておりますので対応も進めたいと思います。

次に、誤情報への対応について伺います。

災害発生時、SNSで誤った情報が流れれば、市民は正しい行動を取れず危険にさらされてしまいます。最近ではSNSの普及によって、災害時の情報だけに限らず、通常時だと思われるときや一般業務においても誤った情報が拡散されて混乱を来す場面ももたらされていることもあります。

本市は、市民の混乱を防ぐためにどのような正確な情報発信を行い、誤情報に対抗していくのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） SNSの普及により誤情報の拡散が深刻な社会問題となっております。特に、災害時においては誤った情報が市民の生命・財産に直接的な影響を与える可能性があり、本市としても重要な課題として認識をしております。

本市では、正確な情報発信の第一歩として、市ホームページ、市公式のX、LINE、ユ

ーチューブといった4つの市公式情報媒体を市民の皆様に広く周知し、御登録いただくことが課題であると考えております。

誤情報が問題となった場合の対応としましては、まずは関係部署との連携により情報の真偽の確認をし事実でない場合は市ホームページ、市公式のX、LINEでの正しい情報の発信、併せて注意喚起を行い必要に応じて市公式ユーチューブでの市長による説明動画の配信など市公式情報媒体の各特性を生かした迅速かつ正確な情報の発信を行ってまいります。

市民の皆様が混乱することなく適切な判断、行動を取れるよう、市政・イベント等の市公式情報を積極的に発信し、市民の皆様に市公式情報媒体からの発信情報を日常的に確認していただく習慣を醸成し、正確な弥富市の情報は市公式情報媒体でというメッセージの浸透をさせてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今の世の中、拡散のスピードはとても速いですし、二次情報により情報を入手される方も多いです。市民が惑わされないような情報発信に努めていただきたく思います。

その中で、テレビのデータ放送を活用した市民への情報発信について質問をいたします。

テレビのデータ放送では、テレビのリモコンにあるdボタンを押すと画面が切り替わり、自分の住む地域のニュースや天気、そして交通情報など様々な全国の情報を見ることができます。実は、このデータ放送を市民への情報発信ツールとして活用している自治体が増えてきております。北海道では25を超える自治体、福岡県では30を超える自治体、この東海地方では岐阜県が既にデータ放送を活用して情報を発信しており、また三重県においては「県政だよりみえ」と称してデータ放送で配信するなど、より多くの情報をタイムリーに届けております。

名古屋市においても現在NHKの協力の下、NHKのデータ放送における2枠を利用して全名古屋市の情報と各区の情報を1枠ずつ発信していると聞いております。導入した市の担当者によると、高齢者に大変優しい、そして緊急時、災害時についても強いというメリットがあるそうです。

情報発信については、紙で全戸配付する広報紙に加え、ホームページ、LINE、XやフェイスブックといったSNSなどを使っています。各情報発信については強みもあれば弱みもあり、例えば広報紙では印刷の締切りがあるために、どうしても情報がリアルタイムではない。一方、急なイベントの告知や防災などの即時性のある情報はSNSで発信し、リアルタイムにお伝えできる。しかし、パソコンやスマホに不慣れな高齢者にはなかなか伝わりにくいという課題があります。

一方、データ放送ではテレビさえあればdボタン一つで簡単にアクセスができるため、導

入後は高齢者にも即時性のある情報を伝えることができ大変効果的だということです。また、災害にも強いという利点があります。

皆様も御承知だと思いますが、北海道では2018年9月、最大震度7を観測した地震が起き、北海道エリア全域で大規模停電、いわゆるブラックアウトが起き、携帯電話の基地局もダウンしてしまいスマホも使えなくなりました。そのときに活躍したのがデータ放送だったそうです。非常用電源のある御自宅や避難所に置いてあるテレビは見ることができ、データ放送を利用して自治体が発信する情報を住民が的確に知ることができたとも聞いています。

一方で、本市においては多様なメディアを通じて災害情報を一括発信するシステムであるLアラートを活用し、テレビのデータ放送を利用していますが、その情報は避難に関する情報や避難所の開設情報等に留まっているかと存じます。避難生活に必要な情報など、災害時に市民が必要とするより細かな情報などについても発信できるようにしておく必要があるのではないかと考えます。

他の地域では、テレビ局、いわゆるチャンネルごとに契約をしていると聞いておりますが、この地域のエリアを調べたところ、名古屋市に本社を置く民放テレビ局が配信動画プラットフォーム「Locipo」を運営し、本来ライバルであるテレビ局同士が協力して視聴者に届けています。今までの枠を超え、地域密着で活動している共同体と連携をし活用することは、弥富市民にとっても大きなメリットがあると考えます。

また、その共同体と連携した場合、本市の担当者が一定のルールに沿ってではありますが、パソコン端末で情報を一回入力するだけで、僅か数分後には各局の放送波を通じてテレビのある全ての世帯に情報を送ることができるかと聞いています。

そこで、お聞きいたします。

パソコンに不慣れな高齢者にも優しい災害時にも即時性のある情報発信ができるという利点を考え、データ放送を活用した市民への情報発信について、防災面からの見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災面の見解といたしましては、データ放送はふだんから身近に使用しているテレビを活用してニュースをはじめ地震・津波情報、台風情報、河川水位情報、また各市町村の警報・注意報、避難情報、避難所開設情報などを入手することができるため各種情報の収集方法の一つとして有効であると感じております。このため、今後は市民の皆様に防災出前講座や防災ワークショップなどでもデータ放送の活用を紹介してまいります。

本市から発信する防災情報に関しては、現在、市公式情報媒体であります市ホームページ、市公式のX、LINE、さらに弥富市安全・防災メール、防災行政無線、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報アプリ、またテレビではLアラートによる文字情報を発信しております。

今後も既存の市公式情報媒体等の周知啓発に努め、迅速で正確な防災情報を発信してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、データ放送を活用した市民への情報発信は、平常時においても適宜最新の市政情報をより多く発信でき、またテレビ画面から手軽に市政情報を確認できるようになることから、パソコン等の操作に不慣れな高齢者の方などにも優しい有効な情報発信ツールになり得ると考えます。

データ放送を活用したテレビを通じた市民への情報発信について、広報面からの見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほどの御答弁の中で1か所少し訂正をお願いいたします。

本市から発信する防災情報に関しましてのところの中で、緊急速報メールと言いたいところをアプリと言ったようございまして、緊急速報メールということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

では、御答弁申し上げます。

市民の皆様にとってテレビのデータ放送は、アクセスのしやすい情報を得る手段であると認識しております。NHKデータ放送「あなたの街から」につきましては、令和4年12月16日付でNHK名古屋放送局より運用変更の依頼を受けており、令和5年2月1日以降は、命・財産などを守る重要な情報及びホームページなどの伝達手段がない、特に掲載の必要性が高い情報に限定するとの方針変更がなされました。情報量の制約、掲載基準が厳格化されたことにより、本市では現在、同サービスでの情報発信は行っておりません。なお、唯一の活用自治体である名古屋市でも月1件の限定的な活用にとどまっていることを確認しております。

本市では、地元ケーブルテレビ局のクローバーTVにおいて文字情報システムを使用した行政情報を提供しております。このサービスでは、クローバーTVのチャンネルにおいて行政情報を終日提供するものと、dボタンを押すと放送エリア内の市町村の行政情報を見ることが出来るサービスを実施しております。

また、在名民放5局の東海テレビ、CBC、中京テレビ、メーテレ、テレビ愛知が運営するLocipoアプリ及びテレビ愛知以外の4局で行われている地上波データ放送での情報発信サービスについて調査をいたしましたところ、現在、名古屋市、豊田市、岐阜県七宗町が御利用しております。こちらにつきましては有償であり、費用対効果や他自治体での利用実績、運用負担などの慎重な検討が必要だと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） では最後に、データ放送を紙媒体の市広報紙、インターネット媒体の市ホームページやSNSに続く第三の情報発信ツールとして導入する考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） データ放送活用につきましては、ネット環境に不慣れな高齢者をはじめとする市民の皆様への情報伝達手段として一定の効果が期待できることは理解しております。しかしながら、NHKデータ放送につきましては運用制限により現実的な活用が困難であり、民放データ放送についても費用対効果の観点から、現段階での導入は慎重に判断すべきと考えております。

今後は、現在実施しているクローバーTVでの情報発信サービスの活用を継続しつつ、限られた予算の中で最も効果的な情報発信手段の組合せを模索してまいります。特に、高齢者の方々も配慮した情報提供体制の充実に努め、データ放送の将来的な活用可能性についても技術の進歩や費用対効果の改善状況を見極めながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 必要な情報は正しく広く伝える必要がありますし、誤った情報や危険な情報は取り除いていかなければならないと考えます。情報社会化が急激なスピードで進んでいる現代において、適切な対応を引き続き行っていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時56分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 加藤明由

同 議員 小久保照枝